

第3章

地域福祉を推進する
ための具体的な取組み



第1節 自立支援を促すための取組み（個別支援）

1. 孤独から要支援者を守るためにの取組み

《話し相手ボランティア事業》

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

この事業は、話し相手となるボランティアが、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯（以下「独居高齢者等」という。）を訪問することによって、独居高齢者等の孤独感や不安の解消を図るものであります。

社会福祉協議会では、話し相手ボランティアを養成して登録するとともに、独居高齢者等からの依頼を受けて、マッチング*を行っています。

アンケート調査によると、孤立死を防ぐために必要な取り組みとして「日頃から一人暮らし高齢者などに対し、定期的な声かけや見守りを行う」との回答が73.4%あり、話し相手ボランティアの活動はその一翼を担うものとして期待できます。

図1を見ると、登録ボランティアの数は増加しているのに対し、依頼件数は減少傾向にあります。これは、独居高齢者等に対して十分に周知されていないことが原因と考えられるため、潜在的な独居高齢者等に対する的確な周知が課題となっています。

また、独居高齢者等のニーズは、単に自宅を訪問して話し相手を求めるだけにとどまらず、電話による話し相手や、散歩・買い物をしながらの話し相手など、依頼の内容は多様化しており、このようなニーズに応じることができるようにボランティアの養成が必要です。

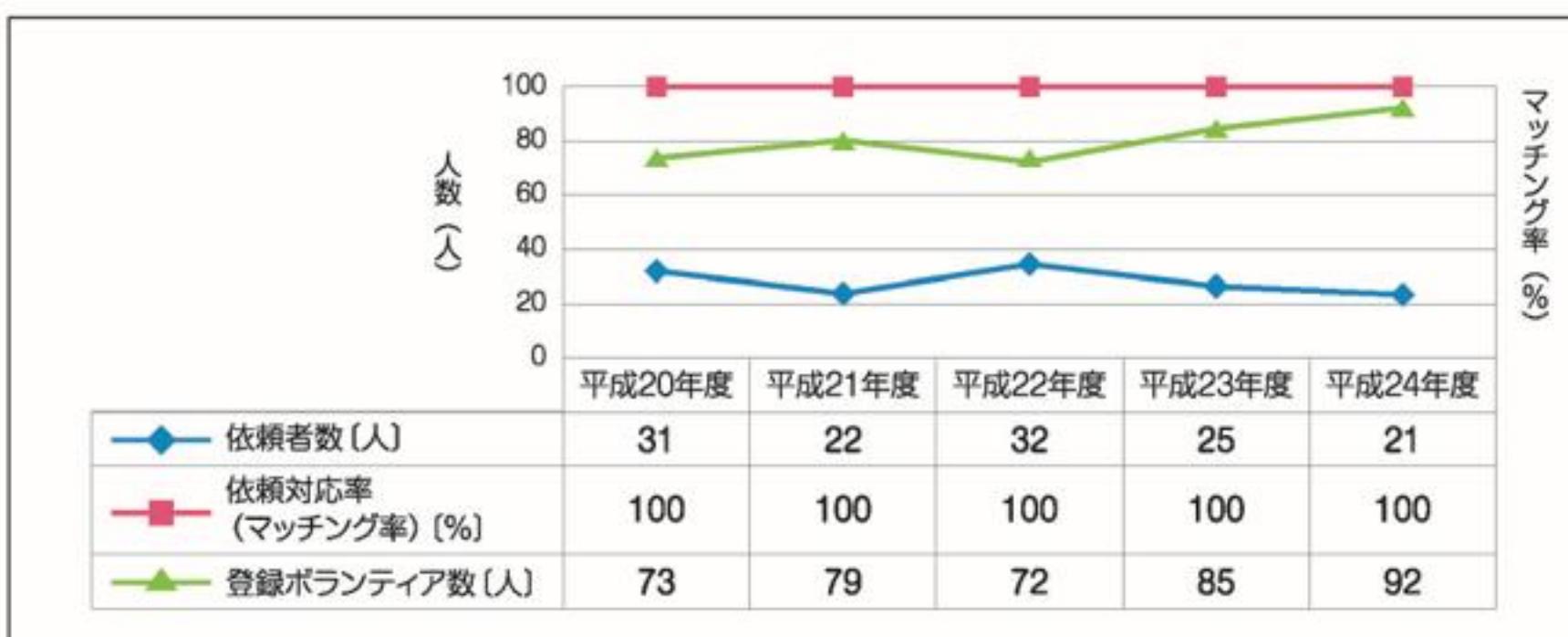


図1 話し相手ボランティア事業の状況

【今後の方針】

居宅系サービスの業務従事者や民生委員・児童委員などに対して、活動の周知を強化し、独居高齢者等に係るニーズの掘り起こしを行います。

また、話し相手ボランティアの養成講座を引き続き実施して登録ボランティアを確保するとともに、電話による話し相手など独居高齢者等の多様なニーズに応じた活動ができるような講座を実施します。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
依頼者数 新規依頼者数 (累計依頼者数)	5人 (25人)	5人 (30人)	5人 (35人)	5人 (40人)	5人 (45人)
養成講座の実施 実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)
登録ボランティア数 新規登録者数 (累計登録者数)	15人 (90人)	15人 (105人)	15人 (120人)	15人 (135人)	15人 (150人)

2. 要支援者を資金的に支援するための取組み**《佐世保市福祉資金貸付事業》**

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

一時的に生活が困難となり生活再建のために資金が必要となった世帯に対して、小口の資金貸付を行う事業です。

①貸付対象

原則として市内に1年以上居住し、生活再建に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯

②資金種類

福祉資金(7万円を限度に無利子貸付)

昨今の金融経済情勢の悪化にも関わらず、図2にみるように貸付額が平成21年度をピークに減少傾向にあります。その要因としては、生活保護申請中の方の利用がピーク時に比べほぼ半減しており、切迫した生活状態に陥って保護の申請を行うのではなく、ある

程度手持ち金があるうちに保護の申請を行う場合が増えているからであると考えられます。

しかし、生活保護申請中の方以外の一般の世帯は多少の増減はあるものの横ばいで推移していることから、生活に困窮されている方にとっては依然として必要性は高いと考えられます。

単に資金貸付だけを目的とするのではなく、生活再建に必要なアドバイスや他制度へのあっせん等を行うなど、課題解決に向け各関係機関との連携強化や生活困窮者の自立の促進を図るための支援が、一体となって行われることが必要と考えられます。

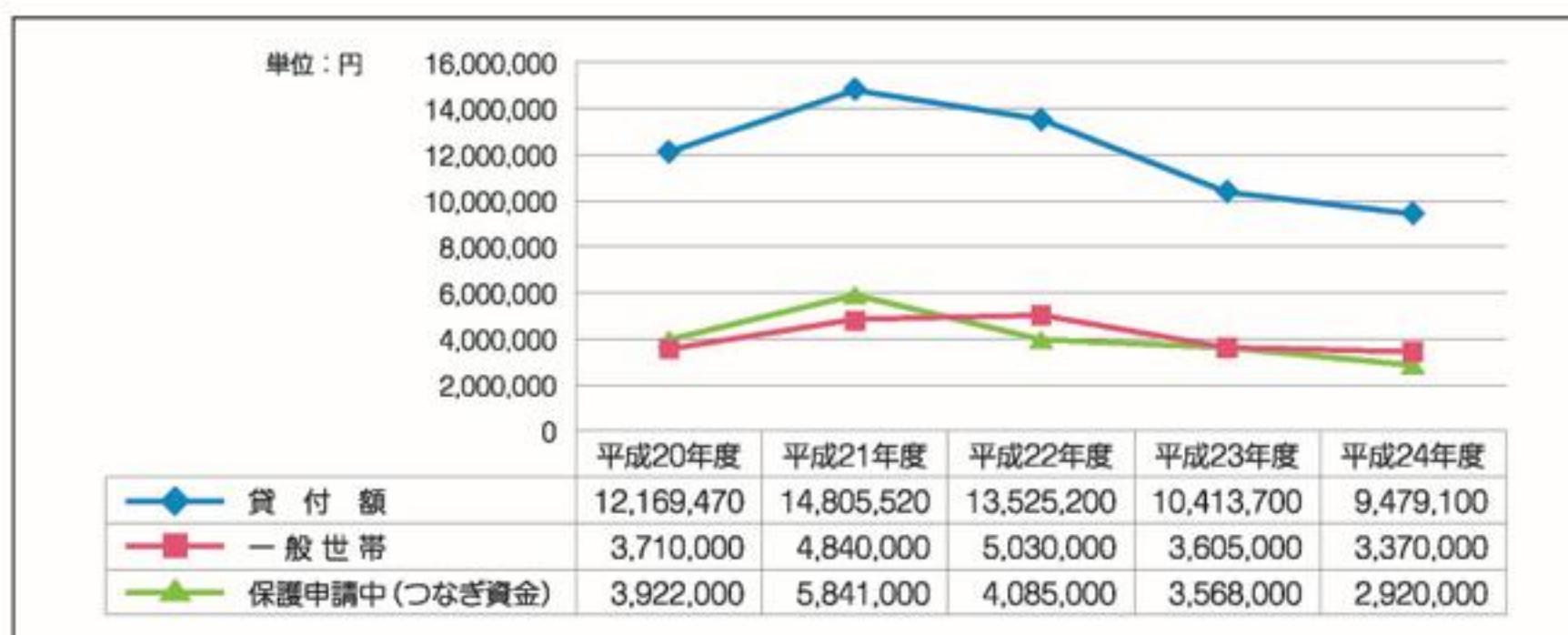


図2 年度別 福祉資金貸付状況

【今後の方針】

- ① 生活困窮者世帯に対する金銭的支援(一時的な資金貸付)を行います。
- ② 行政や民生委員・児童委員等との連携や生活困窮者自立促進関連事業との連携により相談者が抱えるニーズの解決に向けた支援を行います。
- ③ ①～②を一体的に行うと同時に、福祉資金貸付審査委員会を定期的に開催し適正かつ効率的な運営を行います。

《長崎県生活福祉資金貸付事業》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の経済的自立や在宅生活の支援を図ることを目的とした貸付制度です。

この貸付制度は、長崎県社会福祉協議会が実施主体となり、県内の市町社会福祉協議会を窓口として実施しており、「低所得世帯」、「障害者世帯」及び「高齢者世帯」の世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金貸付を行います。

平成21年10月には、厳しい経済状況のもと、生活困窮が広がっている状況等を踏まえ、低所得者や失業者等の生活再建に向けた新たなセーフティネット強化策のひとつとして、相談支援とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金の創設などの生活福祉資金貸付制度要綱の改正^{*1}が行われました。このことにより生活福祉資金貸付の対象となる世帯等は下記のとおりとなりました。

①貸付対象

低所得世帯	資金貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。
障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるサービスを利用しているなど、これと同程度と認められる者を含む。)の属する世帯。
高齢者世帯	日常生活上、療護又は介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯。

②資金種類

貸付資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類です。

資金種類	対象	資金の用途
総合支援資金	失業等による低所得世帯	失業者世帯や自営業を廃業した世帯に対し、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	日常生活を送る上で、または自立生活を資するために、一時的に必要であると見込まれる経費を貸付ける資金
教育支援資金	低所得世帯	低所得者世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校(特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に就学あるいは入学に際して、必要な経費として貸付ける資金
不動産担保型生活資金	低所得もしくは要保護の高齢者世帯	一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

*1 平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知

なお、各資金の貸付限度額や貸付利率については、P54の表のとおりです。

本市では、図3にみるように、この資金を利用する方は平成23年度を除き増加傾向にあり、厳しい経済情勢の影響を受けて生活が困窮する方が増加していることが伺えます。

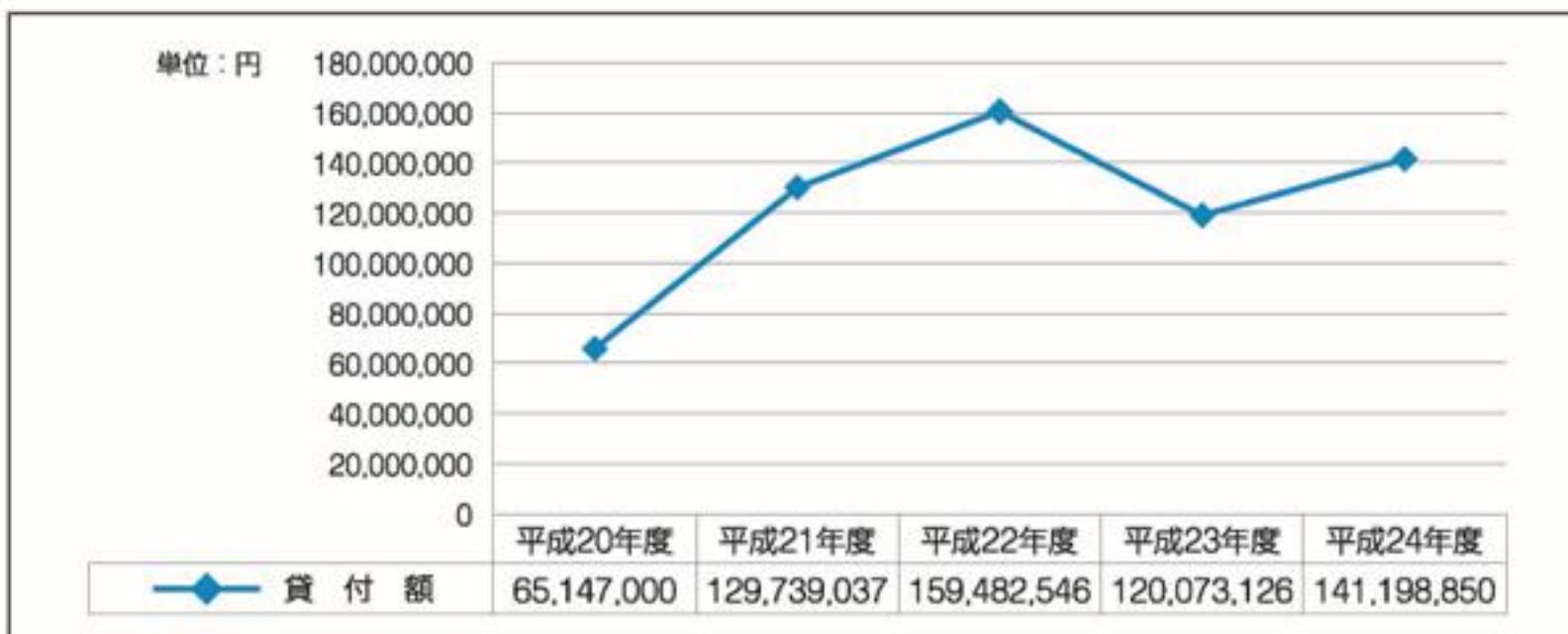


図3 生活福祉資金貸付状況

【今後の方針】

- ① 県社協の制度を活用しながら、生活困窮者世帯に対する金銭的支援（生活資金貸付）を行います。
- ② 低所得者や高齢者、障がい者の経済的相談や在宅生活の支援及び社会参加の促進を図るための相談業務をもとに、必要な関係機関への紹介等、相談者のニーズ解決に向けた支援を行います。

佐世保市福祉資金貸付制度の概要

一時的に生活が困難となった市民に対して、資金の貸付を行うことにより、生活安定を図ることを目的とする。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	
福祉資金	市内に1年以上居住する生活が困難な世帯で生活再建に必要な資金	7万円 (市長が特認する場合は10万円)	連帯保証人:要無利子	貸付けの日から3ヶ月以内	50,000円以内 50,001円~70,000円 70,001円~100,000円	10ヶ月以内 14ヶ月以内 20ヶ月以内

長崎県生活福祉資金等貸付制度の概要(実施主体:長崎県社会福祉協議会)

低所得者、障害者又は、高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

資金の種類	内容	貸付限度額	貸付利子	連帯保証人	据置期間	償還期間	対象世帯		
							低	障	高
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間)12カ月以内	連帯保証人 あり:無利子 なし:1.5%	原則必要 ただし なしでも 貸付可	最終貸付日 から 6ヶ月以内	10年以内	○ ※		
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用							
	一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要かつ日常生活費で諸々にかかる困難である費用							
福祉資金	①生業を営むために必要な経費	4,800,000円	連帯保証人 あり:無利子 なし:1.5%	原則必要 ただし なしでも 貸付可	貸付の日 から 6ヶ月以内	10年以内	○	○	○
	②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・6ヶ月:1,300,000円 ・1年:2,200,000円 ・2年:4,000,000円 ・3年:5,800,000円				8年以内			
	③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	原則 2,500,000円				10年以内	○	○	
	④福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円				12年以内	○	○	
	⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円				15年以内			
	⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・1年以下:1,700,000円 ・1年超1年6ヶ月以内:2,300,000円				原則7年以内	○	○	○
	⑦介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・1年以下:1,700,000円 ・1年超1年6ヶ月以内:2,300,000円				8年以内	○	○	○
	⑧災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	原則 1,500,000円				8年以内	○	○	○
	⑨冠婚葬祭に必要な経費	500,000円				原則7年以内	○	○	○
	⑩住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円				3年以内	○	○	○
	⑪就業、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円				3年以内	○	○	○
	⑫その他、日常生活上一時的に必要な経費	500,000円				3年以内	○	○	○
教育支援資金	教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	無利子	原則必要 ただし なしでも 貸付可	卒業後 6ヶ月以内	原則10年以内	○		
	就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学入学に際し必要な経費							
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活費を貸し付ける資金	年3%又は 長期プライム レートのいずれか低い方	必要	契約の終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	低所得高齢者 (夫婦が65歳以上の世帯) (配偶者・両親以外の同居不可)		
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金							

*低所得世帯であって、失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

《生活困窮者自立支援事業》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

厚生労働省によると、生活保護受給者は約215万人を超え、その中でも稼働年齢層が増加している状況にあり、また、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯も増加していることから生活困窮に至るリスクの高い層が増加傾向にあるとしています。さらに、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が、出身世帯も生活保護の受給世帯であるという「貧困の連鎖」も生じていると指摘しています^{*1}。

以上のことから、政府においては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援対策を行う方向で調整が進められているところです。

【今後の方針】

生活困窮者が経済的困窮や社会的孤立から脱却することを目的として、参加と自立を促進するため関係機関との連携を図り、国等の支援を得ることも視野に入れつつ、生活困窮者の把握、相談窓口の設置、自立支援計画の策定など、生活困窮者自立支援に必要な取り組みを行います。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応ケース	10件	3件	3件	3件	3件
新規対応ケース (累計対応ケース)	(10件)	(13件)	(16件)	(19件)	(22件)

3. 要支援者の権利を擁護するための取組み

本市における権利擁護を必要とする方について、65歳以上の高齢者人口に対する認知症高齢者の出現率、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数等のデータをもとに推計すると、今後、表1のように推移すると考えられています。

表1 本市における権利擁護の対象者の推移
(単位:人)

区分	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
認知症高齢者	5,448	6,239	6,941	7,132	7,149	7,093	7,166
知的障がい者	2,146	2,166	2,140	2,073	1,977	1,858	1,732
精神障がい者	3,523	3,648	3,713	3,666	3,545	3,368	3,168
合計	11,117	12,053	12,794	12,871	12,671	12,319	12,066

(出典:公益財団法人ながさき地域政策研究所)

*1 平成25年2月19日 全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料(厚生労働省社会・援護局)

このように権利擁護を必要とする方は、今後増加する傾向にあり、そのニーズへ対応していくため以下の事業を実施します。

《日常生活自立支援事業》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

この事業は、社会福祉法第81条に“福祉サービス利用援助事業”として規定されている事業です(第2種社会福祉事業)。介護保険制度及び成年後見制度の創設に先だって、平成11年10月から認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力^{*1}が不十分な方に対して、利用者との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うものとして事業化されたもので、成年後見制度の補完的な事業として位置づけられています。実施主体は、都道府県社会福祉協議会(窓口業務等は、市町村の基幹的社会福祉協議会^{*2})となっています。

本市においては、長崎県社会福祉協議会から佐世保市社会福祉協議会が委託を受け相談や必要な支援業務を行っています。年度別の利用状況は、図4のとおりで毎年利用者数は増加傾向にあります。

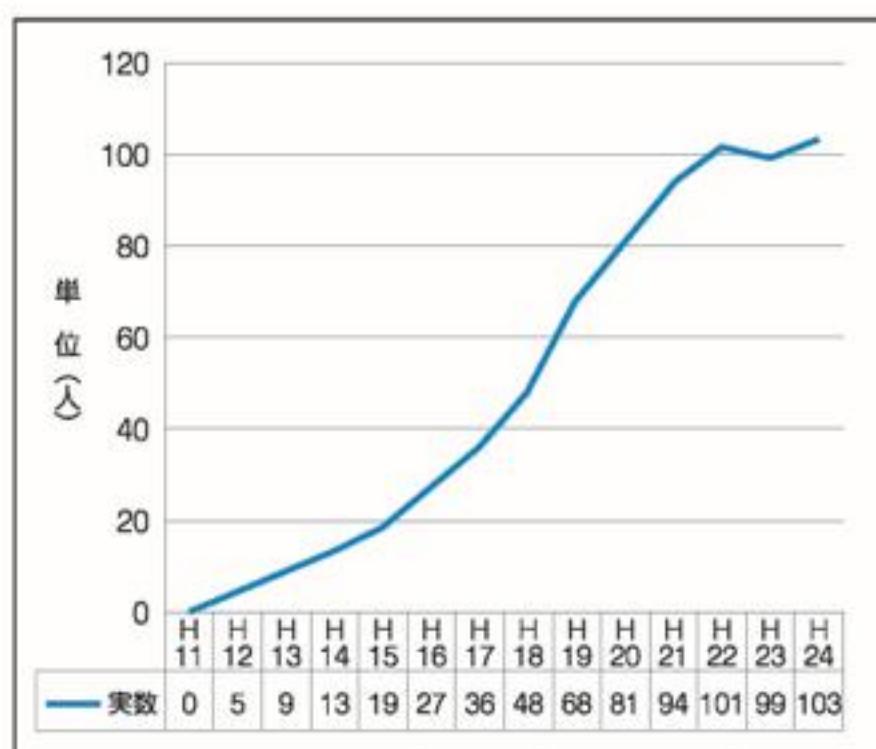


図4 日常生活自立支援事業利用者の推移

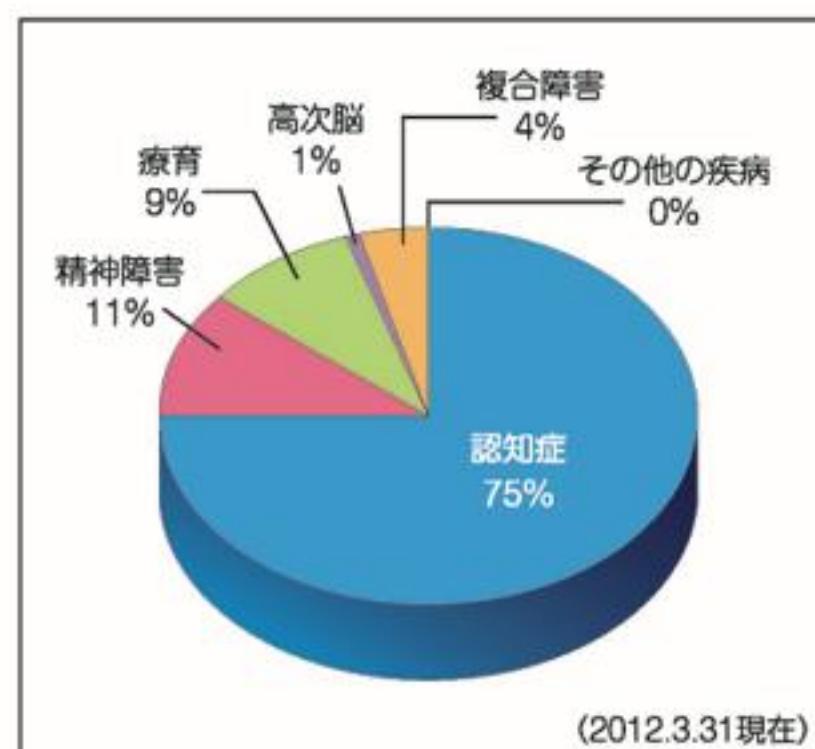


図5 日常生活自立支援事業疾病状況

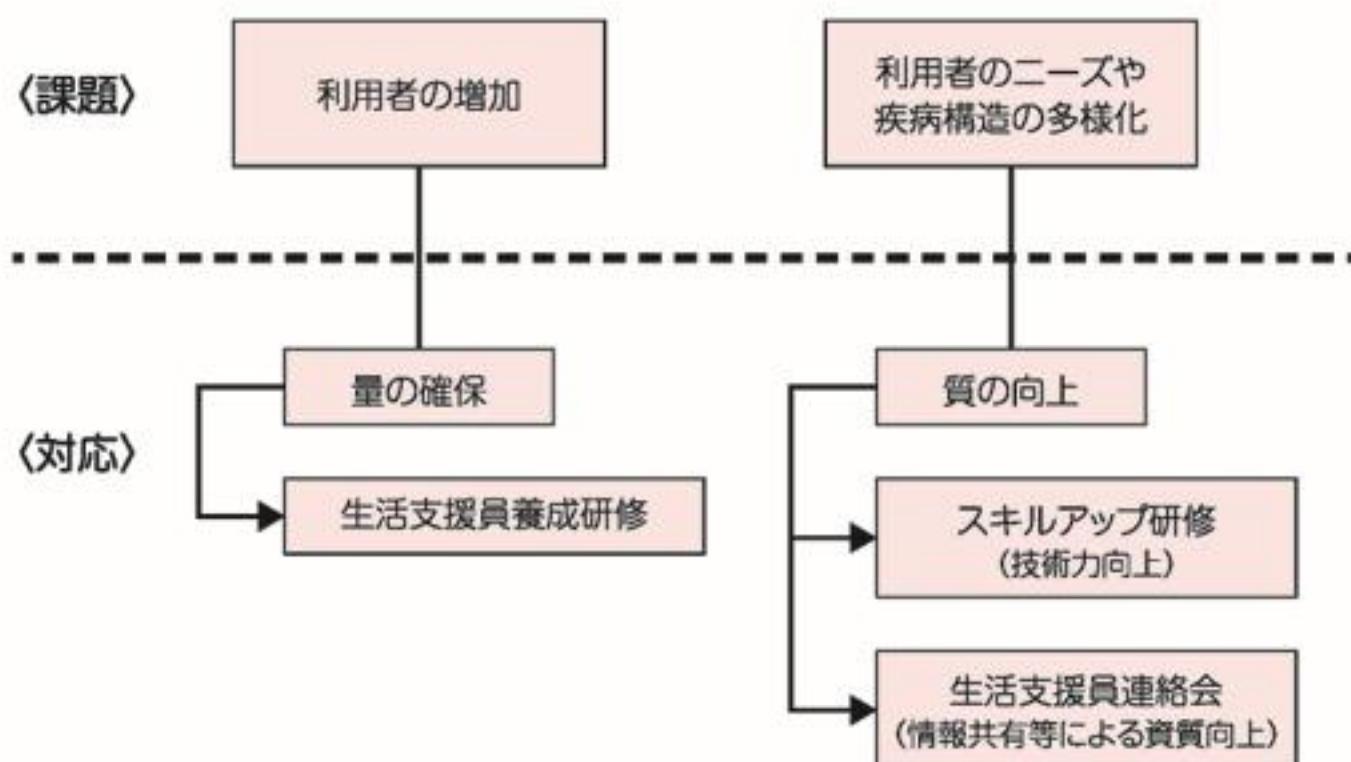
また、上図のとおり、日常生活自立支援事業の利用者の疾病の種類が多様化していることから、今後、ますます支援の内容や対応方法などが多くにわたることが予測され、専門員や生活支援員のスキルアップが求められています。

*1 法律上は、「意思能力」や「事理を弁識する能力」とも言いますが、自己の行為の結果を弁識(それによって権利義務が変動することを理解する)に足りる精神的な能力のことを言います。判例によれば、意思能力を欠く人(意思無能力者)の法律行為は無効となっています。

*2 県内を13のブロック(長崎、西海、佐世保、県北、県央、諫早、雲仙、島原、南島原、五島、新五島、壱岐及び対馬)に分け、身近なところで相談や支援ができるよう13ヶ所の基幹的社会福祉協議会を設置しており、各基幹的社会福祉協議会には相談から援助まで担当する専門員が配置されている。

【今後の方針】

- ① 判断能力の不十分な方に対して、日常的な金銭管理や福祉サービスを利用する際の支援を行います。
- ② 各種関係機関や団体等と連携しながら、一体的に利用者を支援します。
- ③ 県社会福祉協議会と連携を図り、生活支援員の養成やスキルアップ研修を実施することにより利用者の増加に対応とともに、より質の高いサービスを提供します。



【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活支援員養成研修					
実施回数	1回 (1回)	1回 (2回)	—	—	—
新規養成者数 (累計養成者数)	10人 (10人)	10人 (20人)	—	—	—
研修会					
・スキルアップ研修					
実施回数 (累計実施回数)	2回 (2回)	2回 (4回)	3回 (7回)	3回 (10回)	3回 (13回)
・支援員連絡会実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	2回 (3回)	2回 (5回)	2回 (7回)	2回 (9回)

《高齢者あんしんセンター事業》

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

この事業は、社会福祉協議会が市から受託し、高齢者及び障がい者が安心して日常生活を送ることができるよう、公共料金の支払い手続きなどの日常的な生活支援サービス、証書、実印及び契約書などの財産を預かる財産保全サービスなどの、権利擁護に関する様々な相談に応じるものです。

前述した「日常生活自立支援事業」は、判断能力が十分ではない方が契約を締結することによって実施されるものですが、判断能力が低下し契約行為等ができなくなっても、引き続き権利を擁護する取組みは必要で、この部分を高齢者あんしんセンター事業として実施しています。

つまりこの事業は、「日常生活自立支援事業」の対象者が、「成年後見制度」に移行するまでの間、権利行使に係る空白が生じないよう行われる事業です。

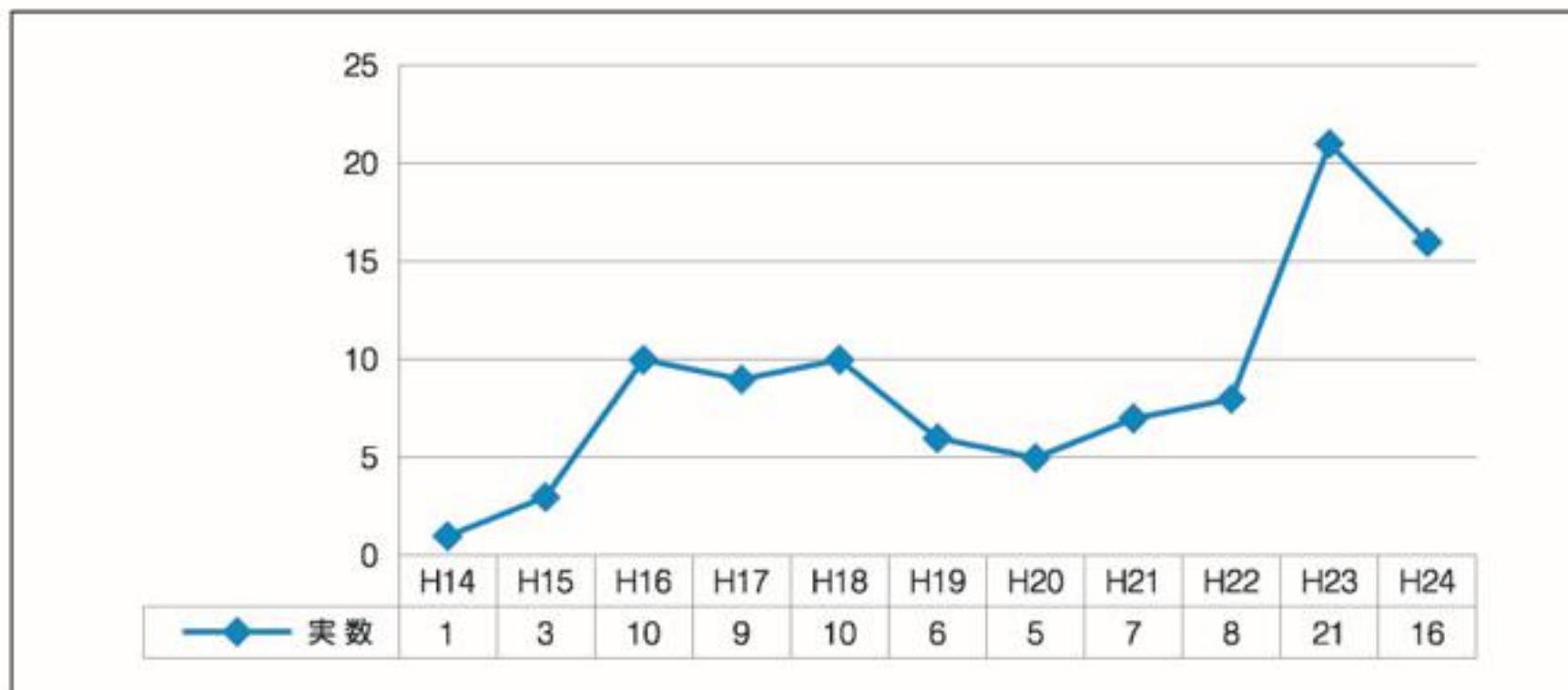


図6 高齢者あんしんセンター事業利用者の推移

【今後の方針】

契約行為等ができなくなった後、成年後見制度における後見、保佐、補助の後見人が委任されるまでの間など、成年後見制度では対応しがたい方について、本事業において対応していきます。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数					
新規利用者数 (累計利用者数)	2人 (12人)	2人 (14人)	2人 (16人)	2人 (18人)	2人 (20人)

《成年後見制度の推進》

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

成年後見制度は、精神上の障がい（認知症、知的障がい及び精神障がいなど）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その本人の代わりに法律行為を行ったり、法律行為を援助してもらったりする人を選ぶ制度です。

家庭裁判所への申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官や市町村長が行うことができます。家庭裁判所から選ばれた成年後見人は、本人の財産を管理し、契約などの法律行為を本人に代わって行います。

成年後見制度には、既に判断能力が十分でない人が一定の申立権者の申立てにより家庭裁判所が後見人等を決める「法定後見制度」と、判断能力があるうちに自分で後見人等を決めておく「任意後見制度」があります。

さらに、法定後見制度には、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

表2 成年後見制度の種類と内容

		法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (現在判断能力のある人)
名称		後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
利用できる人		日常生活で、判断能力がほとんどない人	日常生活で、判断能力が著しく不十分な人	日常生活で、判断能力が不十分な人	現在は判断能力がある人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
支援する人が与えら れる権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
	同意権・取消権	日常生活に関する行為*以外のすべての行為 (取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

*日用品（食料品や衣料品等）の購入など、「日常生活に関する行為」については、取消しの対象にはなりません。

成年後見制度のうち補助制度は、日常生活自立支援事業等と対象者は同じですが、例えば悪質商法の被害にあった場合の対処や不動産の売買や賃貸契約に関わる法律行為において、申立の際の代理権や同意権を指定すれば補助人が契約の代理人になることが可能になるなど、法律行為を第三者によって成立させることができる点が大きく異なります。日常生活自立支援事業では、法律行為の代理や代行はできません。

したがって、前述の「日常生活自立支援事業」と「高齢者あんしんセンター事業」に加えて「成年後見制度」の一体的な実施が求められています。

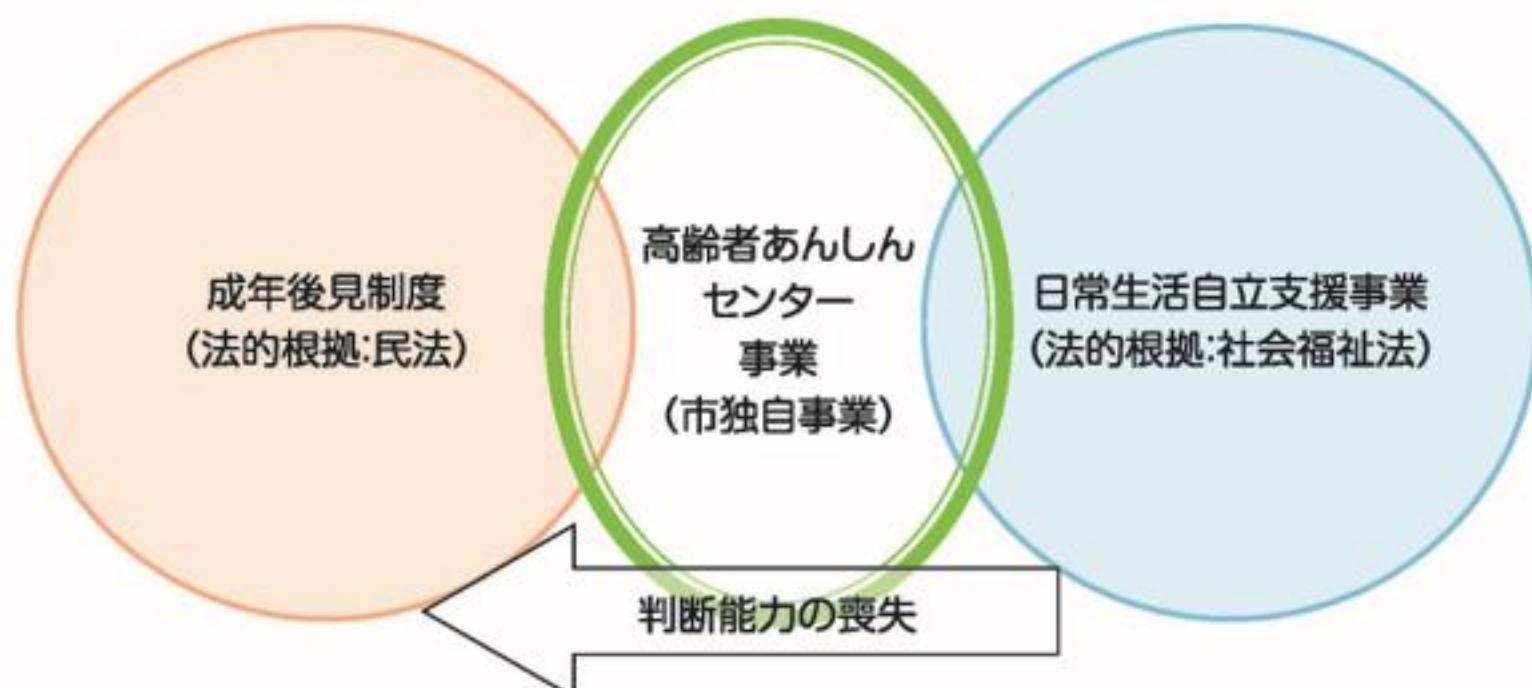


図7 三事業の関係図

また、ひとり暮らしや身寄りのない高齢者の増加に伴い、成年後見制度を必要とされる方が増加していくことが予測されていますが、現在のところ、多くは後見人の申立てに対し、被後見人の親族が後見人に選ばれています。一方で、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職の方が後見人に選ばれる場合もありますが、この場合、被後見人は後見人に対して、資産等の状況に応じ報酬を支払うこととなっていることから資産をあまり持たない方へのニーズに対応できない場合があります。

このことから、これらへ対応するための、ボランタリー精神によって行われる「市民後見人」や社会貢献団体による「法人後見」を活用できる体制づくりが急務となっています。

【今後の方針】

社会福祉協議会は、判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、成年後見センターを設立し、法人後見として「法定後見」を行います。

さらに、市は、国等の財源を活用して、市民後見人の育成を積極的に推進します。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法人後見受任件数 新規受任件数 (累計受任件数)	10件 (10件)	15件 (25件)	15件 (40件)	15件 (55件)	15件 (70件)
市民後見人養成者数 新規養成者数 (累計養成者数)	5人 (5人)	5人 (10人)	5人 (15人)	5人 (20人)	5人 (25人)

4. 包括的・継続的な生活支援 《生活支援に係るケースマネジメント》

【実施主体:社会福祉協議会】

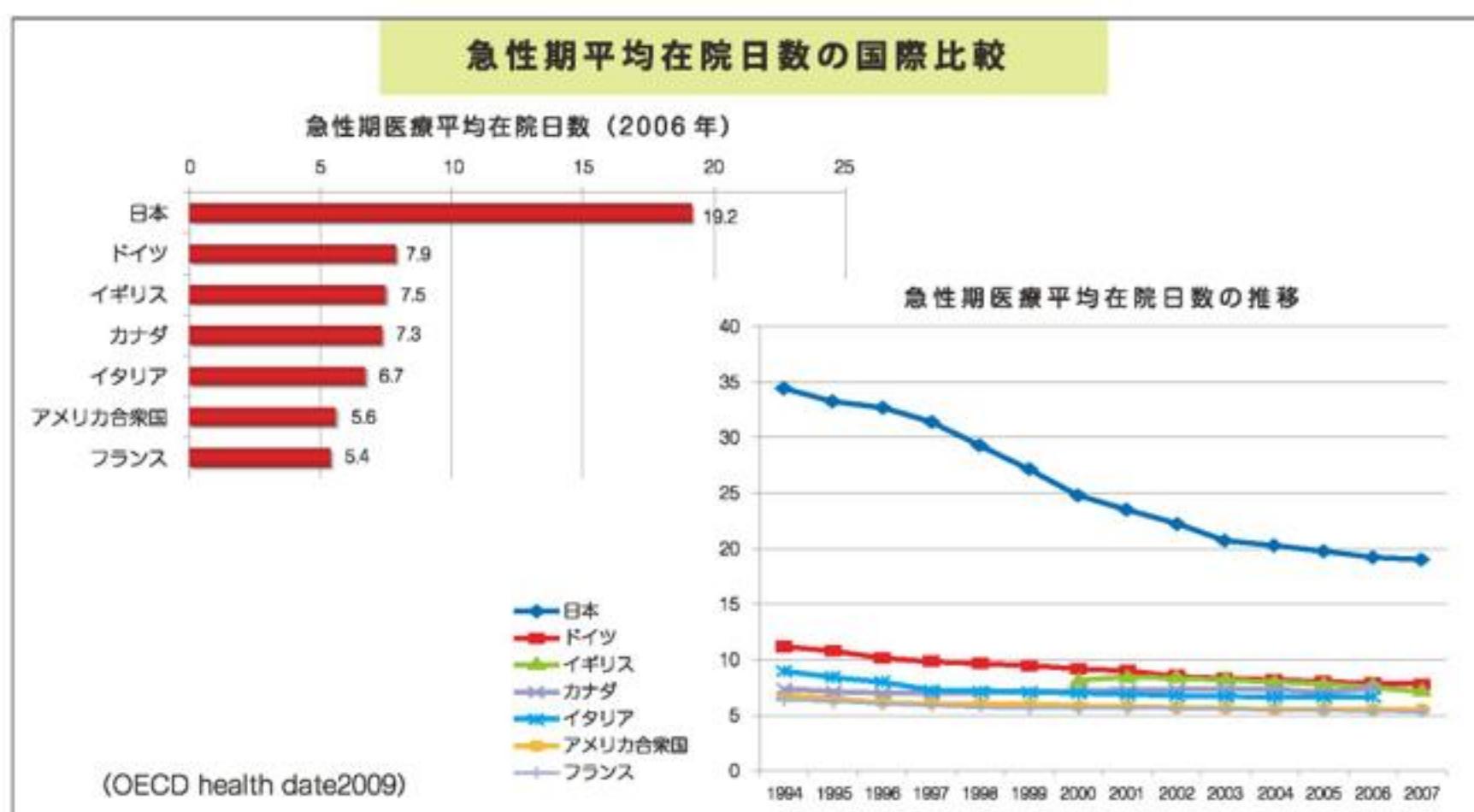
【現状と課題】

我が国の65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)となっています。また、75歳以上高齢者数も増加していき、2025年には2000万人を超え、更に2055年には全人口に占める割合は25%を超える見込みです。

【65歳以上人口及び75歳以上人口推計】

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口 (割合)	3,058万人 (24.0%)	3,395万人 (26.8%)	3,657万人 (30.3%)	3,626万人 (39.4%)
75歳以上高齢者人口 (割合)	1,511万人 (11.8%)	1,646万人 (13.0%)	2,179万人 (18.1%)	2,401万人 (26.1%)

出典:日本の将来推計人口'社会保障・人口問題研究所



また、世界的に見ても長い入院期間などを見てもわかるとおり、これまでの我が国の医療・療養は、施設を中心に行われてきたことを鑑み、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、入院期間を減らして早期の家庭復帰・社会復帰を実現するとともに、受け皿となる地域の病床や在宅医療・在宅介護を充実させていく必要性が強く求められることとなりました。

政府においてはこのような流れを受け、この方向に沿った内容の制度改正を進めいくこととされています。

このような中、平成24年度施行の介護保険法の改正においては、国及び地方公共団体の責務として、地域包括ケアシステムの推進を図る趣旨の条文が加わり、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つを柱として対応していくこととされました。

特に、生活支援は、植木鉢の土に例えられ、専門職の提供する「介護」や「医療」「予防」が十分に力を発揮するためには、生活支援の充実が不可欠であるということが指摘されています。



平成24年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金
持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムの
あり方に関する調査研究事業報告書から抜粋

このような生活支援を展開する上での最も根幹となる取組みとして、対象者の生活課題を包括的に把握し、当該課題の解決を、多職種・多機関との連携の中で行っていく、いわゆるケースマネジメントが挙げられます。

加齢や障がいを要因とした、制度上の支援対象とされている要支援者については、公的サービスやNPO法人等の活動によって、一定の専門性を持った方々が、対象者の身体的・精神的支援を包括的にマネジメントしている状況となっていますが、このような制度的支援等の対象となっていない方々等については、アンケート調査からもわかるように、必要となる包括的な支援が不足している状況にあります。

(社会福祉的ケースマネジメント*が必要な方:アンケート調査結果から)

- 生活困窮者(23.8%)
- 身寄りがない方(21.1%)
- 地域や他者との関わりが疎遠・引きこもりの方(19.7%)
- 認知や精神疾患であるが、福祉サービスや医療につながっていない方(15.6%)

地域で生活する人や病院を退院する人、その他あらゆる場面において、支援を必要とする人があった場合、その人に何が必要なのかを把握する必要がありますが、この場合、まず、その人の立場に立って、最低限生活するために必要な基盤を確保し、生活再建はもちろん、より健康的な生活への道筋を一緒に考えて考えること（この計画では「社会福祉的ケースマネジメント」といいます。）を行う人が必要です。

民生委員法では、まさにこのような方々を把握し、サービスにつなげることを民生委員の役割としていますが、一方で、民生委員の任期は3年であり、高度な社会福祉の専門的知識や経験を求めるることは困難である場合があり、このような意味で、技術的・精神的な専門的能力を有した人材が必要です。

【今後の方向性】

本計画に基づき、前述のような日常的な見守りや生活環境等の支援が必要な人に対する社会福祉的ケースマネジメントは、一義的には民生委員法に基づき民生委員が行いますが、この技術的・精神的支援や、困難事例への直接的対応については、原則として、次の組織等に所属する社会福祉士等と連携しながら、社会福祉協議会が行っていきます。

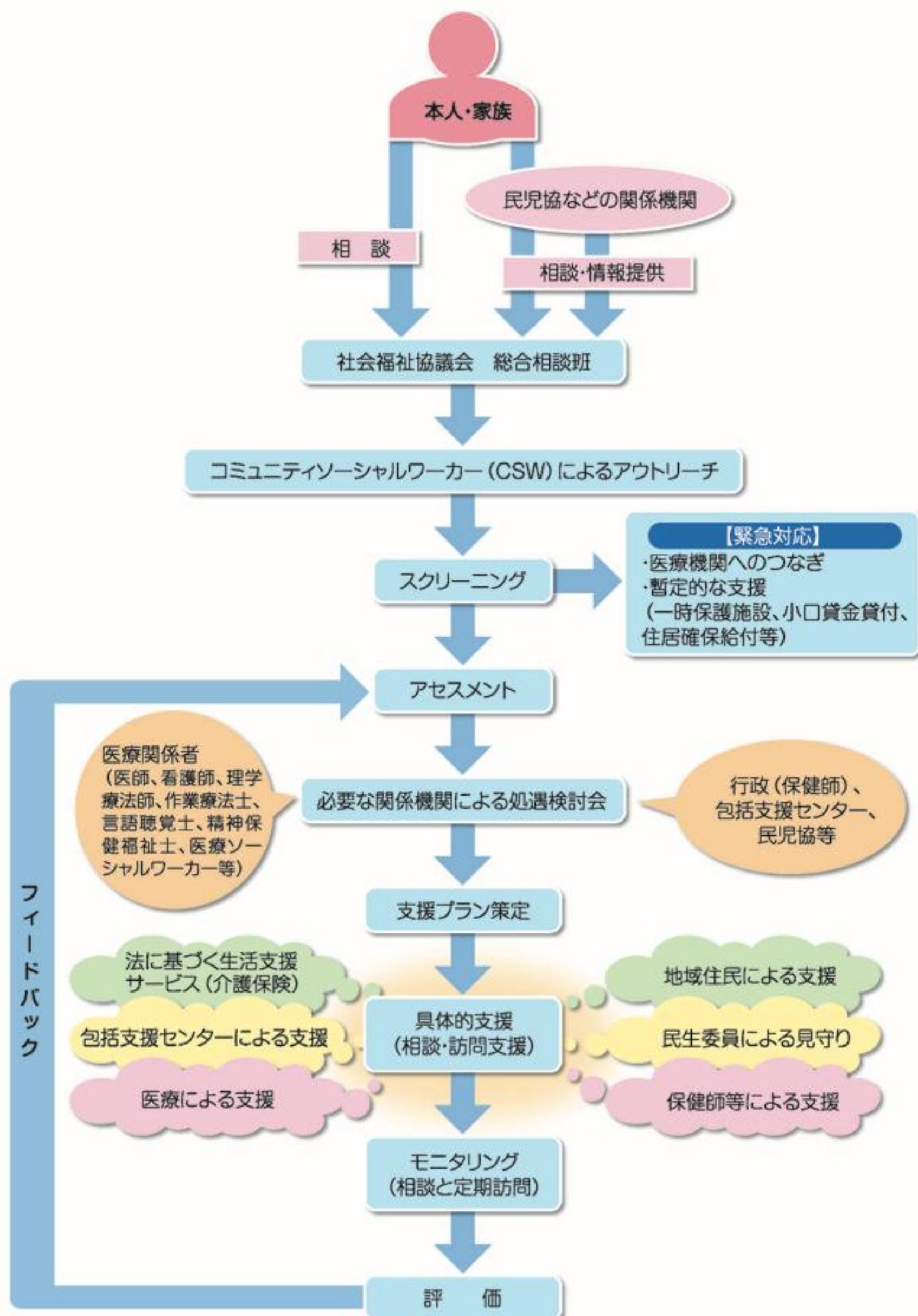
- 地域包括支援センター
- 病院における医療ソーシャルワーカー(MSW)*
- その他事業所の社会福祉士など

例えば、身寄りのない方が、事故などで急性期病院に入院し、回復後、医療の必要がなくなった場合、社会福祉協議会は、MSWからの要請を受け、施設や在宅での療養の方法を、関係者と一緒に検討し、その後は、民生委員等と連携しながら継続的に関わりを持ち、必要となるサービスにつなげていく、といった活動が想定されます。

この場合の想定される支援の内容は、経済的な支援が必要な場合は、生活保護や生活資金貸付制度の紹介、認知等による手続きの困難が予想される場合は、日常生活自立支援事業や成年後見人、身寄りがない場合の日常的な見守りは、ふれあい援護ネットワークの構築など、対象者の生活全般について相談に乗っていくこととなります。

一方で、医療や介護等、身体的機能の保持に関する必要となるケース会議は、地域包括支援センターや事業所のケアマネジャー、在宅を担当する医師などがそれぞれ実施していくことが想定されます。社会福祉士は、これらの専門的なケアマネジメント*と並行して関わっていく場合も想定され、包括支援センターや市の保健師、在宅を行う医師等との連携が重要となります。

ケースマネジメント(フロー図)



《民生委員・児童委員支援》

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

民生委員・児童委員の人数は国の基準により定められ、本市はおおむね170世帯から360世帯の間の数の世帯ごとに民生委員・児童委員を1人おくことができ、平成25年12月1日現在の定数は、民生委員・児童委員560名、主任児童委員68名となっています。

その職務は、前述のとおり、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこととあります。

つまり、個人やその家族を支援するため、ある一定の相談援助技術が求められています。特に、少子高齢化の進展や核家族化の進行など昨今の社会福祉を取り巻く環境の変化により、住民の福祉ニーズは多様化しています。これは本市においても同様で、ひきこもりや虐待などの困難な事例も多く発生している状況です。

【今後の方針】

民生委員・児童委員が抱える困難ケースに対して、民生委員児童委員協議会等からの要請に基づき定例会等への参加や処遇検討会を開催するなど、必要に応じた支援を行います。

※ ケースごとの処遇検討会の開催（要請）にあたっては、当事者等の同意が必要です。

5. 命を守る取組み

《緊急時連絡カード配布事業》

【実施主体:市】

【現状と課題】

事故や災害などで、突然、情報伝達が困難な状態となった場合に、自分の名前や家族の連絡先、かかりつけの病院などを救急隊員に伝えることができず、大変危険な状態となることがあります。

このようなことに対応するため、緊急時における救急隊の質問に回答できなくても、一目でこれらの情報がわかるようにしておくことを目的として、平成23年5月から「緊急時連絡カード」の配布を始め、平成25年7月までに約36,000枚のカードを配布しています。（必要事項を記入し、二つ折りにして常時携帯するものです。（二つ折りにした大きさは名刺サイズ））

【今後の方向性】

第2期地域福祉計画期間中も、引き続き緊急時連絡カードを配布します。

緊急時連絡カードは、佐世保市ホームページからダウンロードできるようにすると同時に、次の場所で入手できるようにします。

（緊急時連絡カード設置場所）

- ・佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）1階 総合案内および各課窓口
- ・佐世保市役所 1階 総合案内
- ・各支所・行政センター
- ・佐世保市社会福祉協議会

※各地区民生委員・児童委員を通じて入手できるよう体制を整えます。



《救急医療情報キット実施事業》

【実施主体:市】

【現状と課題】

自宅で緊急の容態変化等で、救急隊員が駆け付けた場合、持病やかかりつけの医療機関・緊急連絡先等が分からずに、大事に至る場合があります。

このようなことに備えて、救急情報（かかりつけ医療機関や緊急連絡先、持病などを記入した用紙）をケースに入れ、自宅の冷蔵庫に保管することにより、駆けつけた救急隊員が受け入れ機関等に迅速に情報を伝達し、適切な処置が行われるようにすることを目的として、平成24年3月から「救急医療情報キット」の配布を行っており、平成25年7月までに約9,100キットを配布しています。

【今後の方向性】

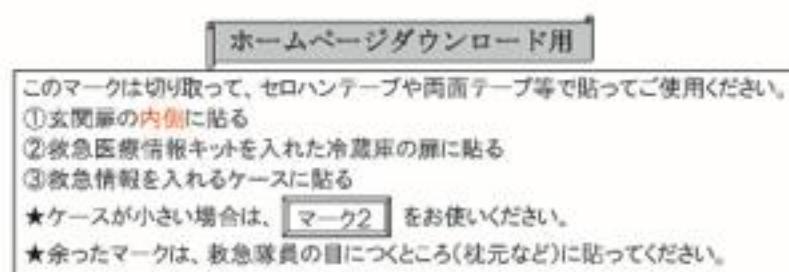
第2期地域福祉計画期間中も、引き続き救急医療情報キットを配布します。

救急医療情報キットは、佐世保市ホームページからダウンロードできるようにすると同時に、次の場所で入手できるようにします。

（救急医療情報キット設置場所）

- ・佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）1階 総合案内および各課窓口
- ・佐世保市役所 1階 総合案内
- ・各支所・行政センター
- ・佐世保市社会福祉協議会

※各地区民生委員・児童委員を通じて入手できるよう体制を整えます。



第2節 相互扶助を促すための取組み（小地域支援）

1. 住民相互間の自主的支援活動を通じた 相互扶助の実現を支える取組み

《食事サービス支援》

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等（以下「独居高齢者等」といいます。）に対して、地域のボランティアグループが、手作りの食事を提供することで、独居高齢者等の孤独感の解消や安否の確認などを行う活動が実施されています。

社会福祉協議会では、独居高齢者等が、ボランティアグループによる食事の提供（以下「食事サービス」といいます。）を継続して受けられるように、食事サービスを行うボランティアグループ（以下「食事サービスグループ」という。）に対して、活動実績に応じた助成や料理教室の実施を通じた支援を行っています。

平成25年4月現在、市内に食事サービスグループは58グループ（グループに属する総ボランティア数917人）あり、平成24年度の延べ利用者数の実績は15,362人です。食事サービスグループの活動内容は、公民館などに独居高齢者等を集めて行う会食型（26グループ）、独居高齢者等の自宅へ届ける配食型（14グループ）及びその両方を行う折衷型（18グループ）の3形態に分類されます。

食事サービスグループの中には、ボランティア数の減少によって、会場までの歩行に不安を抱える独居高齢者等への対応が困難になっている会食型のグループや、独居高齢者等に食事を届けることが困難になっている配食型のグループがあります。

なお、いずれの形態による食事サービスも、季節にあった食事や新しいメニューを取り入れた食事を提供するなど、独居高齢者等の満足度を高め、新たに又は継続してサービスを利用もらうよう内容を充実することが必要です。

【今後の方針】

独居高齢者等に提供する食事を充実させるため、ボランティアに対する料理教室を実施します。

また、食事サービスグループには、引き続き活動実績に応じた助成を行います。さらに、ボランティアセンターで実施するボランティア講座等を通じて、独居高齢者等に付き添うボランティアや食事を届けるボランティア等の養成に努めます。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数 新規利用者数 (累計利用者数)	300人 (15,670人)	300人 (15,970人)	300人 (16,270人)	300人 (16,570人)	300人 (16,870人)
料理教室の実施 実施回数 (累計実施回数)	1回/5ヵ所 (1回/5ヵ所)	1回/5ヵ所 (2回/10ヵ所)	1回/5ヵ所 (3回/15ヵ所)	1回/5ヵ所 (4回/20ヵ所)	1回/5ヵ所 (5回/25ヵ所)
ボランティア数 新規ボランティア数 (累計ボランティア数)	10人 (930人)	10人 (940人)	10人 (950人)	10人 (960人)	10人 (970人)
食事サービスグループ数 新規グループ数 (累計利用者数)	1グループ (59グループ)	1グループ (60グループ)	1グループ (61グループ)	1グループ (62グループ)	1グループ (63グループ)

※箇所数は、同じ講師による料理教室を複数箇所で開催することを意味します。

2. 要支援者自らの自主的・自立的活動を通じた 相互扶助の実現を支える取組み

《ふれあい援護ネットワーク（仮称）の推進》

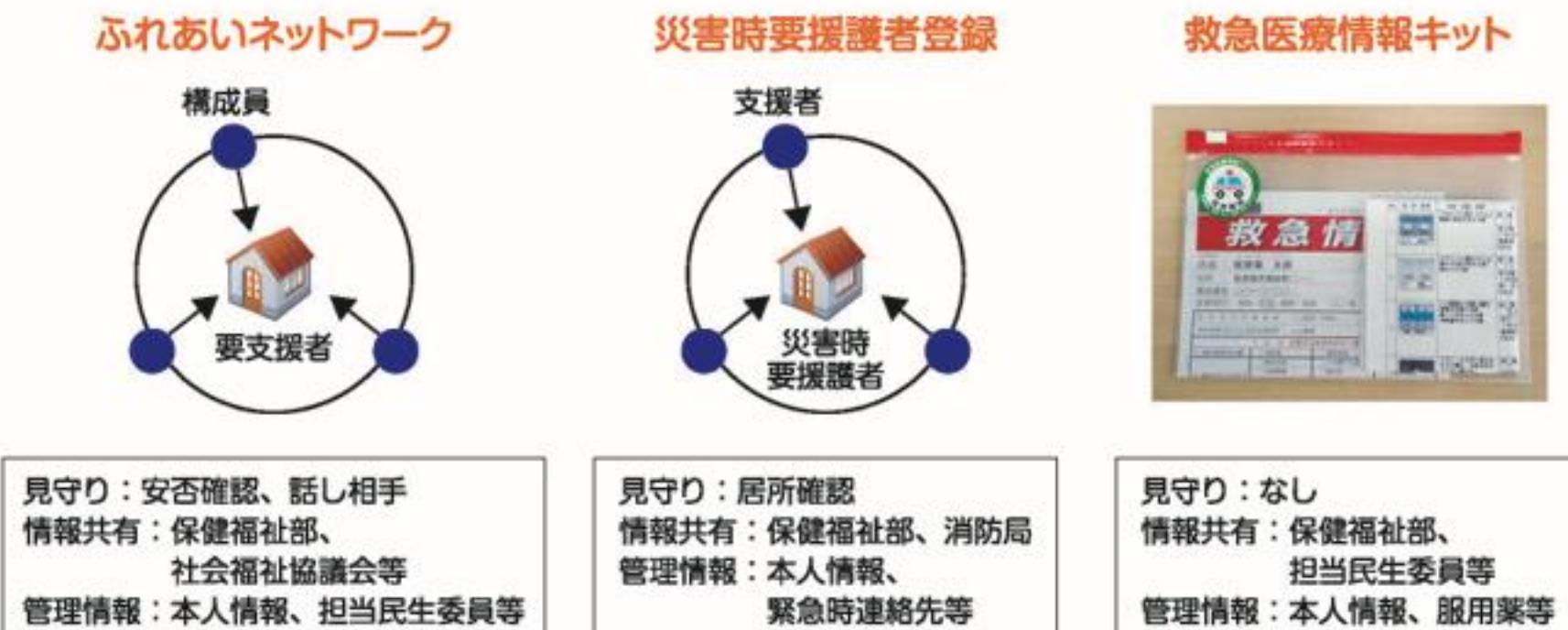
【実施主体:市、社会福祉協議会】

【現状と課題】

地域の要支援者を孤立等から守るため、見守りを制度的に行うことは、とても重要です。特に、災害時において自力避難が難しい障がい者や高齢者など、いわゆる「災害時要援護者」については、災害時のみならず、平常時においても地域の一員として孤立しないよう身近な支え合いが必要とされます。

本市においては、このような災害時における要請から「災害時要援護者登録制度」を実施していますが、一方で、高齢者福祉の要請に基づき、ひとり暮らし高齢者等の話し相手や安否確認を行う「ふれあいネットワーク支援事業」を社会福祉協議会が行っています。

また、在宅での緊急時、救急隊への正確な情報伝達を目的とした「救急医療情報キット」の配布も行っており、高齢者等の見守りを行う環境や、情報管理について、複数の制度をそれぞれの目的に応じて別々に行っている状況です。



近年、災害時における避難体制の充実や、平常時からの見守りを求める声は強くなり、双方が制度的に充実してきた結果、災害時要援護者登録制度とふれあいネットワーク制度の違いがほとんどない状況となってきています。

また、普及活動や、実際の見守り活動を行う民生委員等からは、制度の一元化が強く望まれています。

【今後の方向性】

次の方針に基づいて、「災害時要援護者登録制度」「ふれあいネットワーク支援事業」「救急医療情報キット」の3つの事業を、ふれあい援護ネットワーク事業（仮称）として原則一元化し、各制度がもつ情報の内容を統一するとともに、再度、情報管理に関する同意・収集を行い、その推進を図ります。

- ① 対象となる要支援者は、従来どおり、民生委員や地域の協力者の協力を得て、避難リスクの高い方の抽出を行うとともに、広く市民に周知し、原則として、登録要件の制限を撤廃します。（希望する方はどなたでも登録可能とします。）
- ② 登録者の平常時における見守りは、原則として、近隣、若しくは目的を持った団体等、無償の協力者によって行われるものとします。
- ③ これらの取り組みについて、個人情報に関わる情報の収集・管理については民生委員が行い、地域における制度の全般的推進については、福祉推進協議会が行うこととします。
- ④ すべての情報は、佐世保市保健福祉部が一元的に集約・管理し、情報収集の段階で同意を得た範囲で、情報提供の相手方、項目を精査し、関係機関との情報共有を図っていくこととします。
- ⑤ 見守りを要しない一般市民向けの「救急医療情報キット」については、救急情報のみの内容で、ホームページからダウンロードできるようにするなど、従来からの方法により、別途配布を行っていくこととします。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ふれあい援護ネットワーク（仮称）の一元化・運用	制度設計・確定 関係者合意	様式等発注・配布 情報収集 保有情報基盤整備	運用開始		→

《ふれあいきいきサロンの支援・推進》

【実施主体：社会福祉協議会、福祉推進協議会】

【現状と課題】

ふれあいきいきサロン（以下「サロン」という。）は、外出の機会が少なく閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育て中の親子等の孤立感の解消や心身機能の維持向上などを目的に、公民館などの身近な場所で、会話やレクリエーションなどを楽しむ活動です。サロンの参加者とサロンを設置・運営する地域のボランティアが、自由な発想で活動内容を企画し、自主的に運営を行っています。

今回実施したアンケート調査では、高齢者、障がい者、子育ての各分野において「地域の人との交流の場が少ない」との回答も多く見られることから、多様なサロンの設置が求められていると考えられ、社会福祉協議会では、サロンを設置・運営するボランティアの後方支援として、サロンの立上げや初期活動に対して財政的支援や必要となる情報の提供や、資機材の貸出などの支援を行っています。

市内では、平成25年4月現在、高齢者を対象とする42ヶ所のサロンの設置を確認していますが、これ以外の類似の活動については正確な把握がなされておらず、地域によっては、サロン活動等が偏在していることも考えられます。

また、いずれのサロンも、地域のボランティアの協力によって運営されていますが、そのボランティア人材が不足し、新たなサロンの設置が進んでいないのが実態です。

【今後の方針】

引き続き、地域が行うサロンの立上げや初期活動及びその運営の中心的役割を担うボランティアを育成・支援し、サロン数の増加に努めます。

特に、市内で既に活動しているサロン等の状況を網羅的に把握するため「サロン台帳」を整備し、市域におけるサロン偏在の解消に努めます。

さらに、高齢者だけに限らず、子育てサロンや障がい者サロンなど多様なサロンの設置についても支援します。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サロン数 新規サロン数 (累計サロン数)	7カ所 (49カ所)	7カ所 (56カ所)	7カ所 (63カ所)	7カ所 (70カ所)	7カ所 (77カ所)
研修会等の実施 実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)

《地域共生サロン（地域の居場所）づくり》

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

我が国の福祉制度は、社会福祉法に基づいて高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野ごとに区切られていますが、地域には年齢や障がいの有無に関係なく様々な人々が暮らし、さらに公的な制度では対応できない課題も増大しています。

このような住民の多様な福祉ニーズに対応するには、制度のすき間を埋める取組みが必要となります。

計画策定の際に行ったアンケート調査においては、「地域住民のよりどころが必要だと思う」と答えた方が77.5%と高い数値を占めていることから、制度のすき間を埋める取り組みの一つとして、「いつでも誰でも気軽に集える」居場所づくりが必要と考えられます。

しかし、現在のところ、市内には、地域住民が気軽に集い日常的な交流を図ることができるような居場所があまりありません。

【今後の方針】

地域住民が気軽に集い交流できる拠点として、「地域共生サロン」づくりを推進します。

地域共生サロンづくりにあたっては、持続性のある運用ができるよう、地域の企業や事業所の協力を得ることを念頭に、開設場所の確保や効果的で現実的な運営が担保される仕組みを構築します。

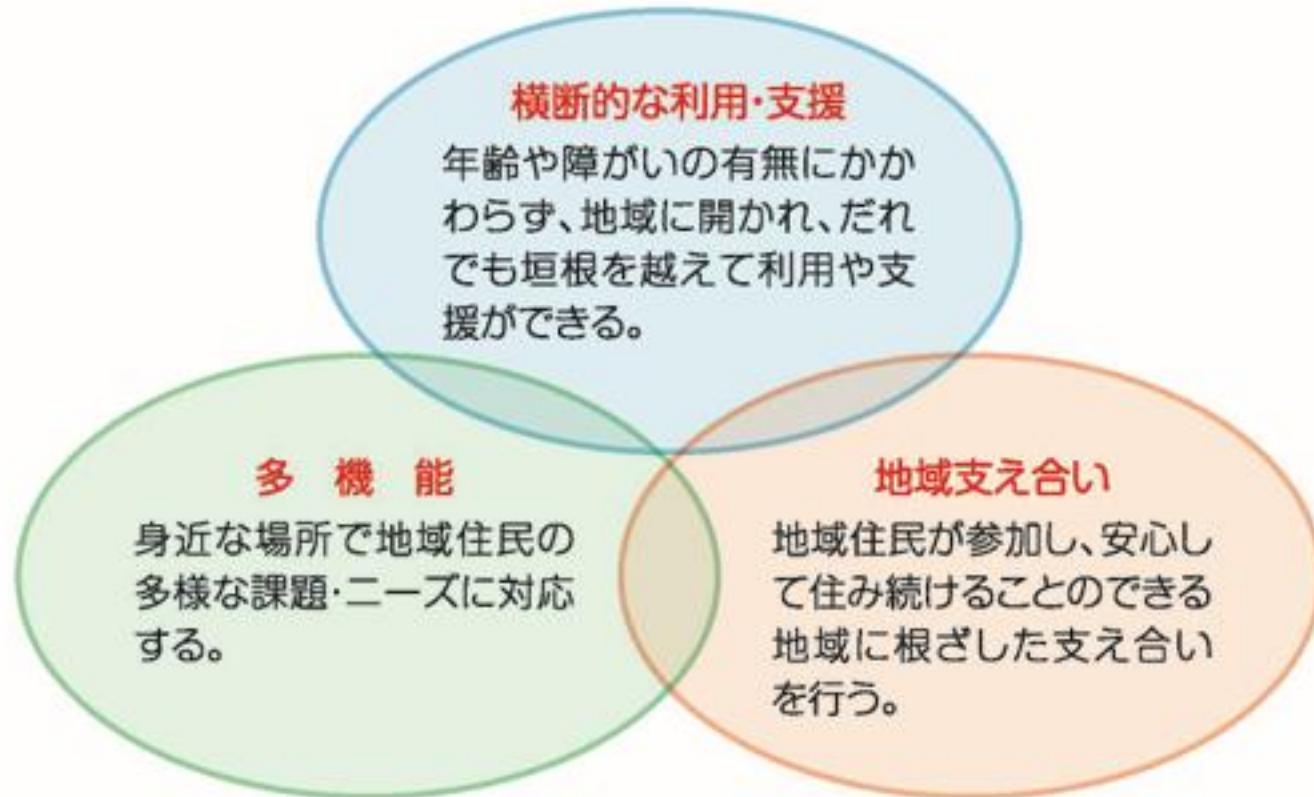


図1 地域共生拠点の3つの要素

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域共生サロンの設置	制度設計 (事業実施要綱等の作成)	モデル事業の実施 (運営主体の募集)	実施	実施	実施
新規設置カ所数 (累計設置カ所数)		2カ所※ (2カ所)	3カ所 (5カ所)	5カ所 (10カ所)	5カ所 (15カ所)

※モデル地区実施



第3節 地域の主体的活動を実践する取組み（地域福祉活動）

1. 実践体制

《福祉推進協議会位置付けの再整理及び活動支援》

（福祉推進協議会の沿革）

福祉推進協議会（以下この計画では「福推協」といいます。）のルーツは、佐世保市春日町の一部が、昭和31年長崎県知事から社会福祉標準地区として指定され、民生委員を中心とした「春日地区社会福祉委員会」が設置されたことに求めることができます。

その10年後の昭和41年、当時の辻一三佐世保市長が社会福祉協議会の会長として、市内各地に地区社会福祉委員会を設立することを推奨し、概ね支所管内ごとに社会福祉委員会が設立されました。

例えば、相浦地区の社会福祉委員会の設立趣意書は、次のようなものでした。

相浦地区社会福祉委員会設立趣意書

わが国の社会保障や社会福祉に関する各種法制は年とともに拡充され、福祉施策は先進諸国の水準に急速に近づいてまいりましたが、さて、身近な私たちの周囲を見廻しますと、暮らしの面にも、保健福祉や児童福祉或いは青少年育成の面、社会浄化の面など、依然として谷間やひずみが見られる現状でもあります。

私共はきめ細かい福祉行政と相俟って援護の網をつくり、小地域の町々から不幸を締出し、幸せの軌道に乗せたいものであります。

例えば青少年の非行だけを見ても、このまま放置し難く憂慮に堪えないものがあります。

全市的な組織活動は本市社会福祉協議会を中心になって活動しておりますが、私共は社会連帶の責任において、小地域ごとに、住民みんなの理解と協力を結集し、地域開発と福祉増進を共通の目的とする総合的な連絡組織体をつくり、地域住民の福祉問題、青少年の健全育成、不良化防止、保健衛生、社会環境の浄化等あらゆる事柄を取り上げて、相談し、計画を立てて解決を図る活動を力強く進めるための話し合いの場として、不断の努力を傾注したいと思います。

どうぞ会の趣旨にご理解とご賛同賜り、進んでご協力下さいますようお願い申し上げます。

昭和42年4月1日

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

会長 辻 一三

相浦地区社会福祉委員会

設立発起人（略）

まさに、現代においても、むしろ現代にこそ求められる地域の精神がここに見て取れます。ただ、当時と異なる社会環境として、行政施策の専門化・細分化等もあり、各施策における地域組織も細分化されているということがあります。

例えば、教育の分野では地区生涯学習推進会、保健環境の分野では保健環境連合会などが、それぞれ分野ごとの役割を担うようになり、社会福祉委員会（現：福推協）の活動領域は、当時より福祉に特化してきていると言えます。

このような中、今、福推協に求められるものは何なのか、これが重要なテーマとなります。

前述の設立趣意書の内容は、現代にも通じるものであり、福推協の役割は基本的には地域における福祉課題の解決にあると考えられます。そして、趣意書に記載のとおり「全市的な組織活動は本市社会福祉協議会を中心になって活動」するものであることから、福推協では、小地域における課題解決がその役割ということになります。

ここで重要なのは、昭和41年から現代においても、社会福祉協議会と福推協とでは、その役割について、区域的な相違はあるものの、性質的な差異はない、或いは差異があるべきではないということです。

一体的な地域福祉の推進を行うためには、その役割、取組みの方向性、実施する事業は一体でなければならず、この意味で、組織的にも連動性があったほうが望ましいということが言えます。

全国的には「地区社会福祉協議会」という位置づけで地域団体を存立させている地域もあり、このような組織体制もひとつのパターンとして考えられます。

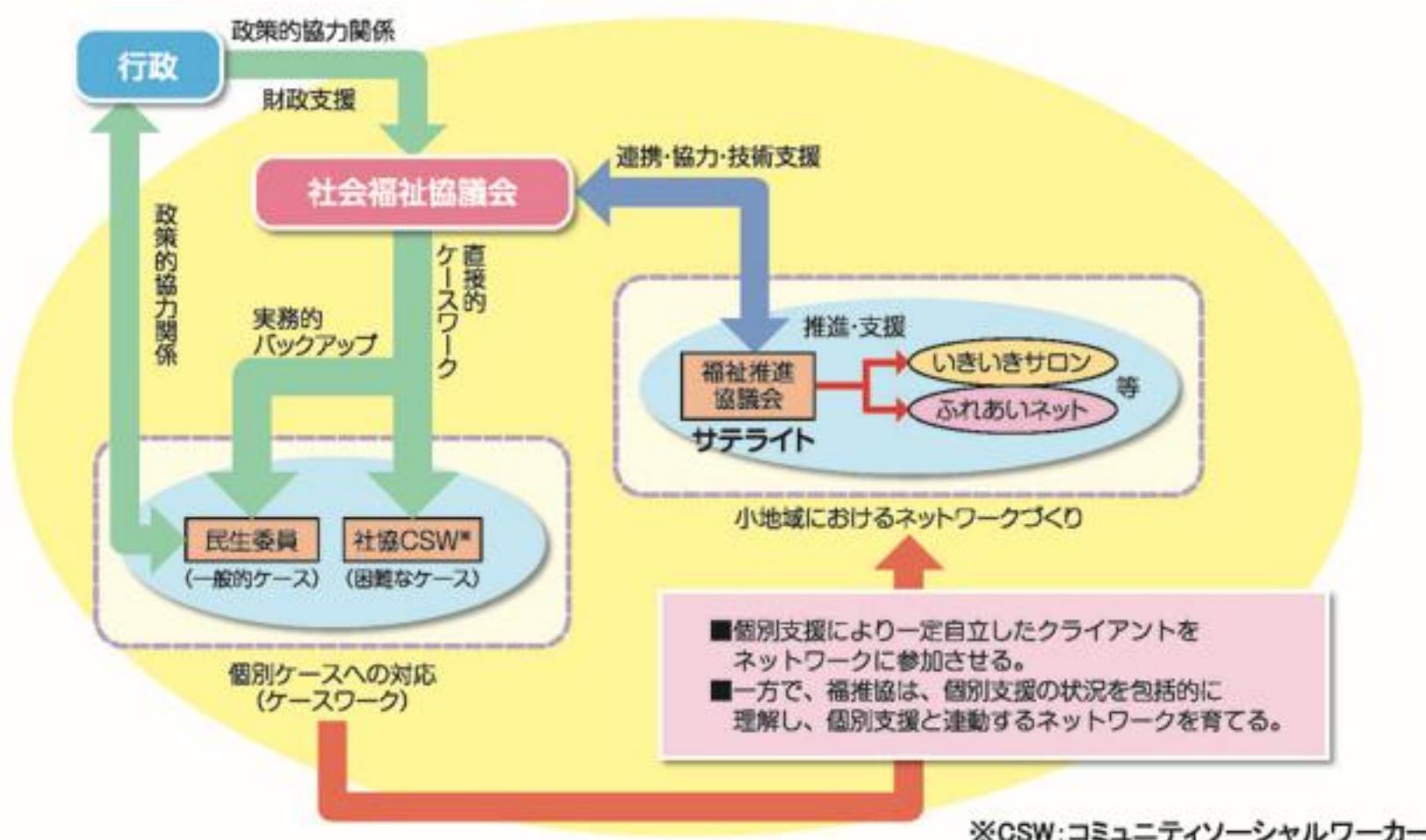
佐世保市の福推協は、歴史的に福祉関係者のみならず、地縁団体や教育関係者、警察や防災団体などもその構成員としてきており、独立性・独自性が根付いているといえますが、前述のとおり福推協の役割は社会福祉協議会と同様であり、組織的な一体性を確保しなければならないという命題もあります。

本計画では、本市の地域福祉全体を包含した取組みや実施主体を網羅することを目的としており、この意味で、福推協の位置づけ、そして、その機能・活動についてもこの計画により規定し、実践していくことが望まれます。

のことから、本市においては福推協を、従来からの独立性・独立性も尊重しつつも、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会の地域版として位置づけ、組織的には、社会福祉協議会のサテライト（英語のsatellite（衛星）の音訳。「本体から離れて存在するもの」の

比喩)として機能していただくこととします。

具体的には、社会福祉協議会を中心となって行っていく具体的地域福祉活動(個別支援や地域支援)を地域で補完・推進することを前提としながら、各地区で策定された各地域福祉活動計画を実践していくことを使命としていただきます。



また、福推協は地域の分野ごとの団体の代表者も参加しており、福祉活動そのものを直接的に実践するというより、地域における「合議体」としての役割を果たすべきものと考えられます。

福祉活動の直接的実践者は、個人情報等の管理の問題もあり、やはり民生委員や民生委員協議会を中心とした福祉系の方々によってしか推進し得ない部分があります。

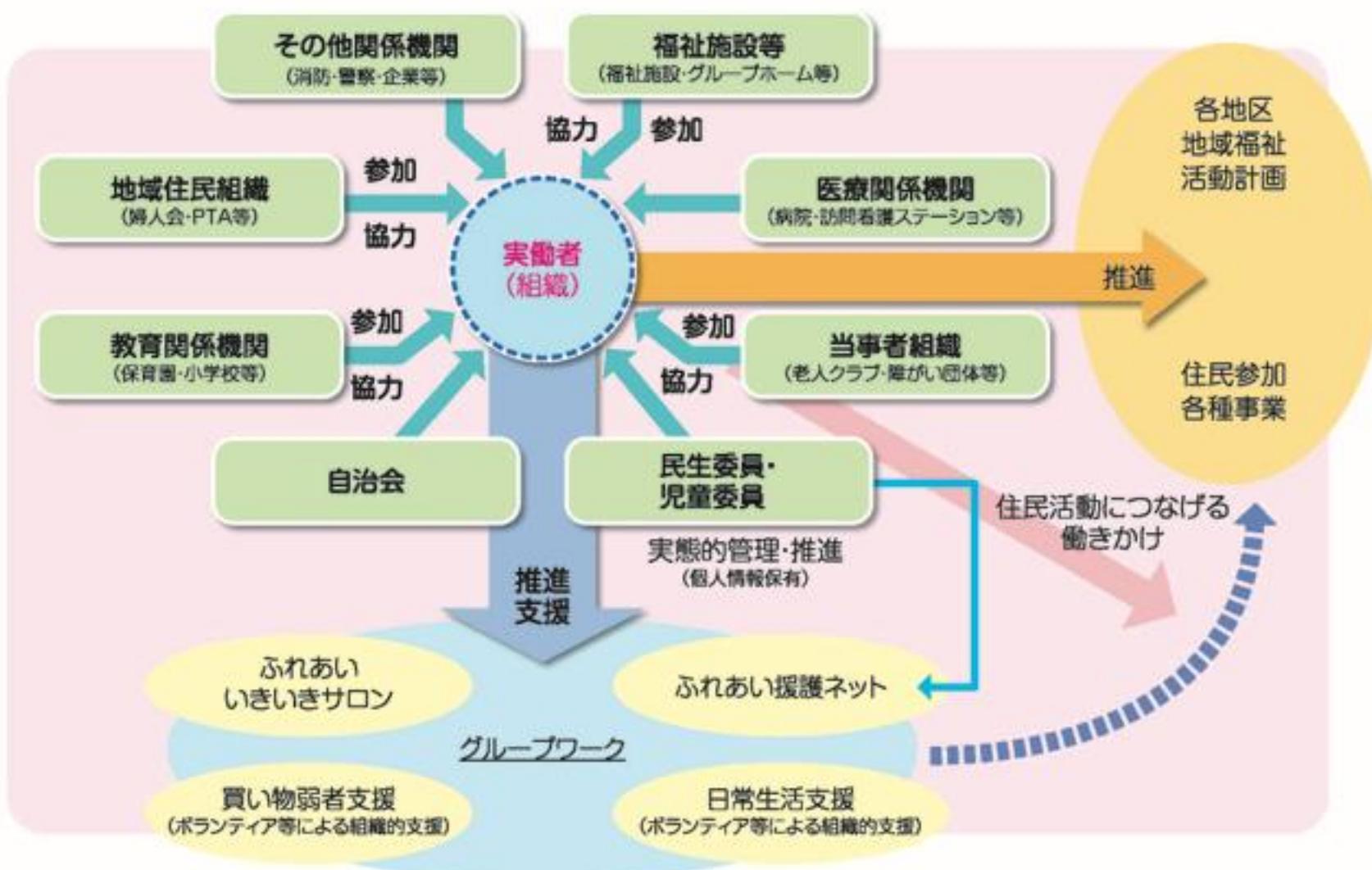
民生委員等による福祉活動の実践者によって、実態的な福祉活動は行われることを前提としながら、福推協においては、分野ごとの参加組織が、地域に必要な福祉活動やその内容等について一緒に考え、それらの福祉活動に対してどのような協力体制がとれるのか、などを議論する場として、機能していくことが望ましいと考えられます。

《福祉推進協議会の役割》

- ① 地域における福祉活動実態把握の場(民生委員等、福祉活動の実践者の協力による実態把握の場)
- ② 各分野の団体に対する福祉実践活動への協力体制確認の場(民生委員等、福祉活動の実践者からの依頼に基づく、各分野団体の活動を確認する場)
- ③ 福祉実践活動の状況確認・意見交換・新たなニーズの把握の場

- ④ これらを踏まえた、今後必要となる福祉活動の内容を議論する場
- ⑤ 社会福祉協議会との連携に基づく、福祉政策の方向性の理解及び実践の場（他地域福推協との連携も含む）

※なお、将来的に、本市においても、行政区域内における地区ごとの自治が必要とされ、現在ある分野ごとの地域団体が組織化されることとなった場合は、このような役割については見直しが必要となります。



地域福祉の担い手について、地域福祉計画の領域でも整理したとおり、主に自助・共助部分を担う主体としては、地域住民とボランティア・NPOということになりますが、これらに活動を促す組織として、法的には社会福祉協議会が位置づけられます。

一方で、民生委員法により、個々のケースに対する身近な窓口として、民生委員・児童委員が予定されており、これらも地域福祉に関する重要な役割を担っています。つまり、地域福祉の根幹となる推進主体として、法的には「地域全体に着目した社会福祉協議会」「ケースに着目した民生委員・児童委員」が存在し、これに中間的区域に着目した社会福祉協議会のサテライトとしての福推協を加えた三者が、一体性を持って地域福祉を推進することが理想的な体系であると考えられます。

2. 福祉推進協議会が推進する福祉施策

《福祉推進協議会の福祉的活動例》

前述のとおり、福推協は、地域における福祉活動の実践を支える合議体として機能していくことが望まれますが、現在、具体的にどのような福祉活動が求められているのでしょうか。

第2章(社会福祉の現状と課題)において、「公的サービスだけでは対応できない生活課題・福祉課題」では、市の公的福祉サービスを提供するセクションが抱えている、公的サービスでは補完できない課題が示され、また、計画策定にあたって行った、関係機関等へのアンケート調査の結果においては、各関係機関の専門職やNPO・ボランティア団体等が考える、「高齢者」「障がい者」「児童」が地域で生活を送る上での問題点が、それぞれ抽出されました。

地域福祉は、このような公的サービスで補完されない福祉課題を、地域自らの活動によって補完しようとするものであり、このような活動を通じて、個性ある福祉社会を構築するものです。

これは、行政のように市域全体で一律の事業を行うのではなく、地域独自の発案により、地域の社会資源を活用して実践されることを前提としています。したがって、行政の関与は最小限とし、現状把握や実践活動は、地域における社会資源を最大限に活用した中で、地域自らが可能な範囲で実践していくことを前提としなければなりません。

以下に、アンケート調査結果等に基づき、多くの関係者が課題と認識しているもの、つまり、福推協において議論・実践されるべき福祉課題について、一例として提示します。

これらをどのように理解し、解決を図っていくかは各地域(福推協)自らが考え、合意形成を図り、そして、実践していくこととなり、社会福祉協議会はそれらの一連の取組みが円滑に展開されるよう連携を図り、支援を行います。

①自立支援・小地域組織化活動の状況の把握と推進

第1節(自立支援)、第2節(小地域組織化支援)で触れたとおり、地域福祉における最も基礎的な取組みである、個人の自立を促す取組みや、小地域でのネットワーク化により孤立や孤独から守る取組みが行われることになります。福推協は、これらの活動が地域でどのように行われているかを把握し、ふれあい援護ネットワーク(仮称)等など小地域ネットワーク化を社会福祉協議会のサテライトとして推進していく必要があります。

(推進すべき内容)

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の意義の理解

- 地域で行われる、個別支援・小地域支援・地域福祉活動の内容の把握
- ふれあい援護ネットワーク（仮称）、食事サービス、ふれあいきいきサロン等の小地域組織化活動の推進

②買い物・ごみ捨て等日常生活支援

買い物やごみ捨て、電球の付替えや簡単な庭の手入れ・清掃など、日常の簡単な行動が困難となることで、特に独居の高齢者等にとっては、著しく生活の質を落とし、身体的・精神的な機能の低下を招くことがあります。

全国においては、食料品の宅配サービス等の民間事業者の取組みや、ボランティア団体等が一部費用を徴収しながら対象者を支援するなど、様々な取組みが行われています。

（取組み例）

- 支援対象の把握（対象となる当事者の規模、対象となる活動（買い物・ごみ捨て等））
- 支援に有効な社会資源の把握（商店、ボランティア、交通機関等）
- 支援方策の検討

③ひきこもり・認知症・虐待など福祉課題の現状認識と意識醸成

ひきこもりや認知症、虐待については、一定の公的機関の支援の下にそれぞれ対応が図られているところです。このような公的機関が行っているサポートは、対象者の程度や状況に応じて、それぞれ細かく制度上で区分され、それぞれ専門の職種が異なる対応を図っていくこととなっています。これは、対象者の特殊性に鑑み、デリケートなアプローチが必要となる場合も考えられるからですが、一方で、このような仕組みの複雑さは、一般の方々への理解を困難にしているという一面もあります。

今回、関係機関へのアンケートやヒアリング等によって明らかになったのは、このような対象者への地域住民の理解不足が、対象者の社会参加を妨げる一因となっているということです。

（取組み例）

- ひきこもり、認知症、虐待等に関する支援制度、あるいはNPO等の取組みの理解・把握
- これらを地域住民に対して周知・理解浸透させる方策の検討
- これらに対して、地域でできる取組みの検討や実践

※個人情報や対象者への配慮から、個別ケースへの直接的対応は困難だと考えられます。地域内でケース対応が行われているという事実を知り、これらを踏まえた上で行うことができる一般的な取組みについての検討・実践が必要です。

④子ども・子育て等に関する支援事例の把握・紹介

子育てに関しては、一般的な子育てに関する悩みを共有する制度、また、子育てを直接的にサポートする施設や仕組みが存在し、これらは広く周知がなされ、多くの利用者に活用されています。

また、児童福祉の観点での困難事例についても、一定の専門的アプローチが必要であることから、ひきこもりや認知症などと同様に、制度上の仕組みに基づいて実践されるケア体制が存在します。

これら制度上の仕組みを活用することも重要ですが、もっと身近な場所で「地域によって育てられる」環境も必要ではないかということが、アンケート調査等の結果から見えてきます。（身近な相談相手の不足、子どもが気軽に遊べる場所、外出の際の一時預かり、子育てに関する知識・情報の不足）

（取組み例）

- 支援に関する実践事例や制度、あるいはNPO等の取組みの理解・把握
- 直接子育てに関わらない世帯を含めた、一般的子育ての課題・問題の理解・把握
- これらの地域住民への周知・理解浸透への取組みの方策
- 実際に行われている子育てに関する地域活動等の情報収集
- これらを踏まえた、地域でできる取組みの検討や実践

⑤住民福祉ニーズの抽出と主体的解決

以上のとおり、現段階において必要とされる取組みについて、関係者へのアンケート調査やヒアリング結果に基づいて抽出を行っていますが、各地域においては、地域独自の福祉課題もあると考えられます。また、前述した福祉活動を実践することにより新たに見えてくるもの、あるいは地域における福祉活動が活発に行われて初めて見えてくる根本的な課題など、地域ごとに、一元的に課題を集約し、解決策を検討していくことが重要です。また、このような議論を行い、関係者が集うことそのものが地域福祉の推進に大きく寄与するものと考えられます。

（取組み例）

- 福祉ニーズの抽出方法の検討・実施
- 抽出されたニーズから見えてくる課題の整理
- 課題解決のために必要となる社会資源の把握
- 課題解決に必要となる取組みと、これを実践する主体の検討
- 地域の主体的取組み

⑥災害に備えた体制整備

災害時に自力避難が困難な在宅の高齢者や障がい者など、いわゆる災害時要援護者に関する情報は、地域の民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織などが把握しています。

平常時から、災害時要援護者を含む地域住民の避難場所や避難経路を、ハザードマップなどを使って確認しておくことは非常に大切です。

災害時における避難誘導などの共助の取組みについては、地域によっては自治会や自主防災組織など様々な組織が担っている場合があり、福推協はそのような組織と日頃から連携するなど、円滑な避難等が可能となるよう準備を整えておくことが重要となってきます。

（取組み例）

- 災害時要援護者避難支援計画の理解と地域住民への周知
- 地域における災害時への対応に関する取組みの確認（自主防災組織等との連携）

《各地区地域福祉活動計画》

以上のとおり、地域福祉の実践においては、個別支援、小地域支援、そして、各地区福推協による地域福祉活動が、福祉の重要な要素として取り組まれることになりますが、これらの取組みの延長線上に、多くの住民が参加する地域の自主的・主体的、地域課題の解決に向けた活動が必要となってきます。

現段階においては、地域における様々な課題を抽出し、これらを計画書として取りまとめているものは、各地区における地域福祉活動計画において他にありません。

将来的に、本市においても行政区域内における地区ごとの「自治」が必要とされ、現在ある各分野ごとの地域団体が統合・組織化されることとなった場合は、まさに、地域福祉活動計画は、この組織の重要な活動指針となるものと考えられますが、現段階においては、このような組織や区域が制度的に成立しているわけではありません。

したがって、第1期計画策定時点における、当該地域福祉活動計画は福推協における活動計画であるという考え方を当面は継承し、福祉の重要な要素として取り組まれる個別支援等の延長線上にある活動として、福推協において実践していくこととします。

また、これらの活動の実践においては、必要に応じて、できる限りの支援を、市や社会福社協議会が行っていくこととします。

なお、本計画では、各地区地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する上での重要な要素であることから、「第6章」として整理を行っています。

3. 地域活性化モデル事業

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

この事業は、高齢化が進む離島地域のうち黒島地区をモデルに、地域を主体とした自立性の高い地域福祉活動が行われる環境づくりを支援し、地域による自立的福祉社会の構築の可能性を探る取組みを行うものです。

黒島地区の人口は、図1に示すように平成2年から平成22年までの20年間で、ほぼ半減しています。また、図2の年齢3区分をみると年少人口及び生産人口はともに減少しているのに対し、老齢人口は年々増加しており、老齢人口の割合は島内人口の50%を超えていました。

人口減少や高齢化の進行が顕著であることから、地域が本来持っていた高齢者への支援など支え合いの機能や地域福祉活動の実践機能が、この地域では徐々に低下してきていると考えられます。

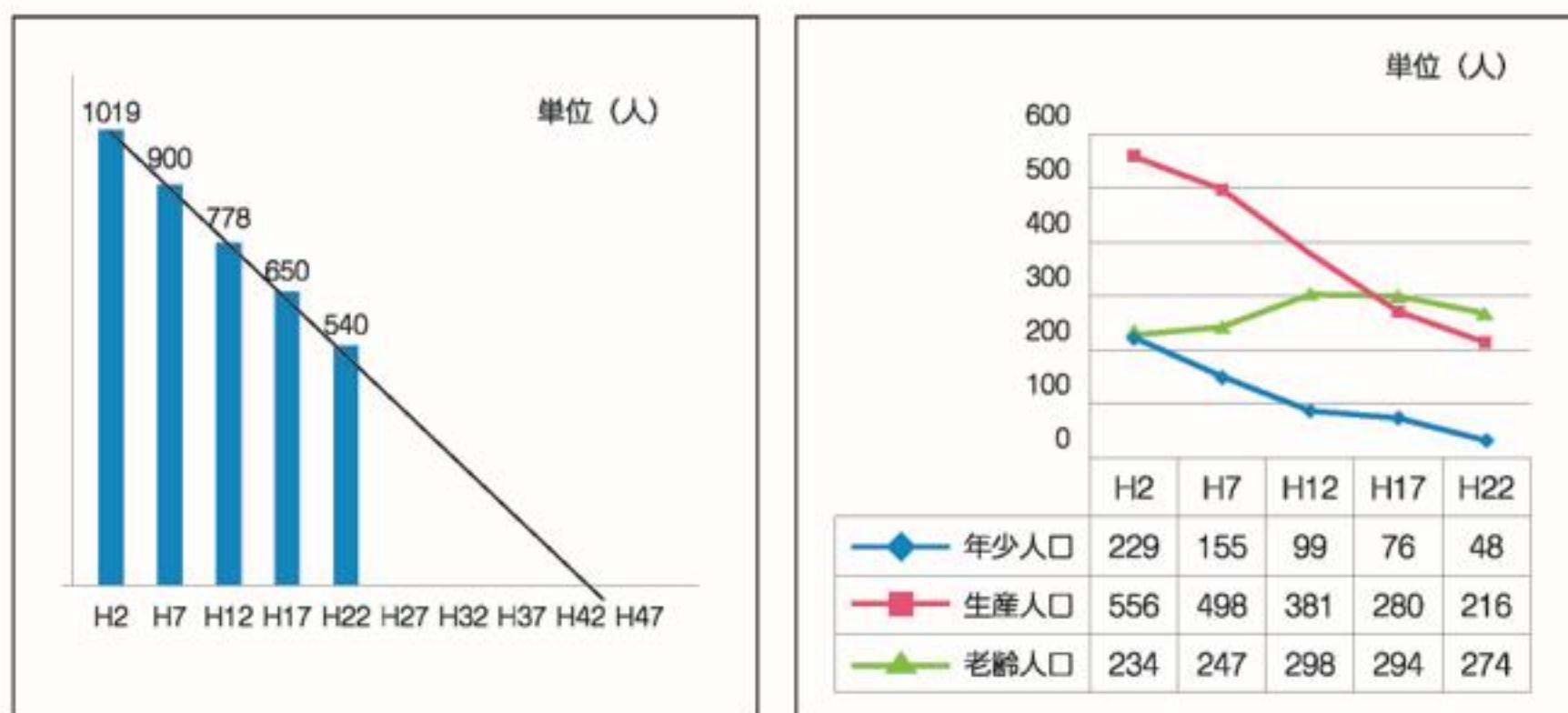


図1 黒島地区における人口推移

(出典：国勢調査による近似曲線)

図2 黒島地区における年齢3区分の推移

(出典：国勢調査)

このような状況を鑑み、平成22年から地域に入り調査等を行っていますが、黒島地区における福祉課題としては、下記のようなものがあると考えられます。

- ① 平成8年度から近隣住民による見守り活動「ふれあいネットワーク事業」が開始され、現在39ネット稼働している状況ですが、「見守りを受けている人（要支援者）」の平均年齢は82.4歳、「見守りを行う人（支援者）」の平均年齢は67.1歳であり、高齢者が高齢者を見守るという状況にあります。
- ② 高齢化等の影響で耕作を放棄される方が増え、島の多くに耕作放棄地が見られ、そ

のため野生鳥獣による被害もあとを絶たない状況です。また、島内には高齢者が働く場が少なくその確保も課題といえます。

- ③ 高齢者が増加する一方で、本土地域と比較し、島内で利用できる介護サービスが限られています。
- ④ 本土地域と比べ、講演会等の学習の機会が少ないため、島民の福祉課題の解決力を高めるための機会の確保が必要です。

【今後の方針】

これらの課題に対し、地域による自立性の高い福祉活動が実践されるよう、島民の活動に対して以下のような事業を実施します。

(1) 地域課題を抽出・解決するための基盤整備

社会福祉協議会が黒島地区で開催したホームヘルパー養成講座で2級の資格をとった島民によるボランティアグループ「黒島ハッピー隊」が、平成25年5月に発足しました。この黒島ハッピー隊を、島内の地域課題を抽出・解決するための実践組織として位置づけ、定例会や研修会の開催などの活動を支援します。

(2) 「地域共生サロン」の運営

黒島地区では、第3章第2節で述べた「地域共生サロン」を、黒島ハッピー隊が「黒島ハッピーカフェ」として設置・運営しています。このカフェは、島民の福祉ニーズを把握する機会としても有効であり、その運営を支援します。

(3) ソーシャル・ファーム*の構築

耕作放棄地を整備し、野生鳥獣の被害を減少させるとともに、高齢者の働く場を確保するために、ソーシャル・ファームを構築します。

(4) 介護予防の推進

島内で独自に介護予防活動を進めるため、保健・医療・福祉関係者からなる会議の場を設定し、「介護予防の島」を目指します。

（活動内容）

- ① 実態調査（島民の健康に関する課題の把握）
- ② ①を踏まえ介護予防に関する住民参加の取組みの企画立案
- ③ ②に基づく実践活動の実施

(5) 各種公開講座の実施

島民の福祉課題の解決力を高める機会を確保するため、各種公開講座を開講します。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
黒島ハッピー隊の活動支援					
・研修会実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	2回 (4回)	2回 (6回)	2回 (8回)
・定例会実施回数 (累計実施回数)	6回 (6回)	6回 (12回)	12回 (24回)	12回 (36回)	12回 (48回)
黒島ハッピーカフェの開催支援					
開 催 支 援 回 数 (累計開催支援回数)	3回 (3回)	3回 (6回)	4回 (10回)	4回 (14回)	4回 (18回)
ソーシャル・ファームの構築	①農作物の生産と加工の開始 ②販路の開拓	①農作物の生産と加工 ②販売			→
介護予防の取組み	保健・医療・福祉連携会議の発足及び開催 (3回/年) 実態調査の項目の検討等	連携会議の開催 (2回/年) 実態調査	連携会議の開催 (4回/年) 調査結果に基づく取組内容の企画立案	連携会議の開催 (4回/年) 実践活動開始	連携会議の開催 (4回/年) 実践
公開講座の実施					
実 施 回 数 (累計実施回数)	2回 (2回)	2回 (4回)	3回 (7回)	3回 (10回)	4回 (14回)

第4節 自立支援・相互扶助・地域福祉活動を実践するために必要な基盤整備

1. 施設基盤整備

《地域福祉の一環としての福祉活動拠点施設の整備》

【実施主体:市】

地域福祉は社会福祉と密接不可分であり、特に高齢者や障がい者を支援するインフォーマルなサービスは、今後ますます重要な役割を果たしていくことになります。

これら公的支援に該当しない非制度的取組みについては、社会福祉の対象となる方とこれを支援する方、そして実施される取組みが、分散せずに1箇所で連動することが望ましいと考えられます。本市には、このような福祉専用の施設がなく、関係者の方々におかれでは大変不便な思いをなされてきました。

のことから、福祉活動の拠点施設として、障がい等により福祉的支援が必要な者で構成される組織(以下「福祉系団体」といいます。)の活動を支援するとともに、市民の自主的な福祉活動への参加を促すことにより、福祉に対する意識の向上を図り、市民が相互に助け合い支えあう豊かな福祉社会の実現に資するため、佐世保市福祉活動プラザを設置します。

この施設は、主に次のような事業を行い、地域福祉の推進に寄与します。

- (1) 福祉系団体及びその活動に対する支援に関すること
- (2) 福祉系団体との連携・連絡調整に関すること
- (3) 福祉に関する図書、資料等の収集及び情報の提供に関すること
- (4) 福祉に関する研修及び啓発に関すること
- (5) 福祉活動推進のためのプラザの施設の提供に関すること

第1章で整理されたとおり、地域福祉の活動領域は、社会福祉全般を包含します。したがって、地域における福祉活動のみならず、社会福祉(高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等)に関する専門的な仕組みや制度について理解することも重要です。

福祉活動プラザを地域福祉推進の重要なツールとして、福祉系団体等と連携しながら、地域福祉の内容や社会福祉の専門知識を学べる環境を整備すると同時に、福祉系団体やその会員、又は対象者の活力を維持し、地域での生活を豊かにすることで、地域福祉政策に厚みを持たせ、その内容の充実を図っていきます。

福祉活動プラザの役割：社会福祉活動の拠点



福祉活動プラザで実施する事業

1. 福祉系団体及び

当事者の活動支援

(福祉対象者で組織する団体の存在を支援)

《事業内容》

- ◆団体の活動場所(事務所)の提供
- ◆団体の組織強化につながる会員増加などの取組みを支援(団体の役割を再構築し、会員が魅力的に思う活動・取組みを支援)
- ◆福祉対象者の活動や社会参加の促進を図るイベント等の実施

2. 福祉対象者を支える

人材育成

(福祉対象者を支える人材や組織を支援)

《事業内容》

- ◆支援者育成に関する研修会・講習会の実施及び開催支援
- ◆福祉系NPO法人やボランティア団体の活動支援(会議室、研修室の貸出しによる活動場所の提供)

3. 市民を対象とした

意識醸成・福祉教育

(市民意識向上と交流を支援)

《事業内容》

- ◆市民への啓発イベントの開催
- ◆社会福祉に係る計画制度等の理解促進及び啓発活動
- ◆疑似体験などを通じた福祉教育の実施
- ◆福祉に関する情報の収集及び情報誌等の発行による情報発信

*福祉対象者：ここでは、障がい等により福祉的支援が必要な方のことをいいます。

《地域福祉を総合的に推進するための拠点施設の整備》

【実施主体：社会福祉協議会】

【現状と課題】

佐世保市社会福祉協議会は、本所と6支所が地域福祉を推進する活動拠点として、日々の業務を遂行しています。中でも、本所に地域福祉推進業務を担当する主管課(地域福祉課)を配置しており、本市において最も重要な拠点として位置づけています。

しかし本所は、本館と別館の2棟に分かれており、本館は昭和36年4月建設、別館は昭和53年3月建設で、いずれも老朽化しており、またエレベーターがなくバリアフリーにもなっていません。更に研修室や会議室、相談室、駐車場など充分なスペースが確保されていないため、障がいのある方をはじめ市民、福祉団体等が利用しやすい施設とは言えない状況です。

また「第2期佐世保市地域福祉・地域福祉活動計画の策定に関する基礎調査(以下、基礎調査という。)」によると「地域福祉を推進する拠点となる施設が必要」と答えた方は、図1を見るように全体の8割を上回る結果でした。

従って、本市の地域福祉を総合的に推進するため、市民の誰もが利用しやすい地域福祉の活動拠点を整備することが急務となっています。

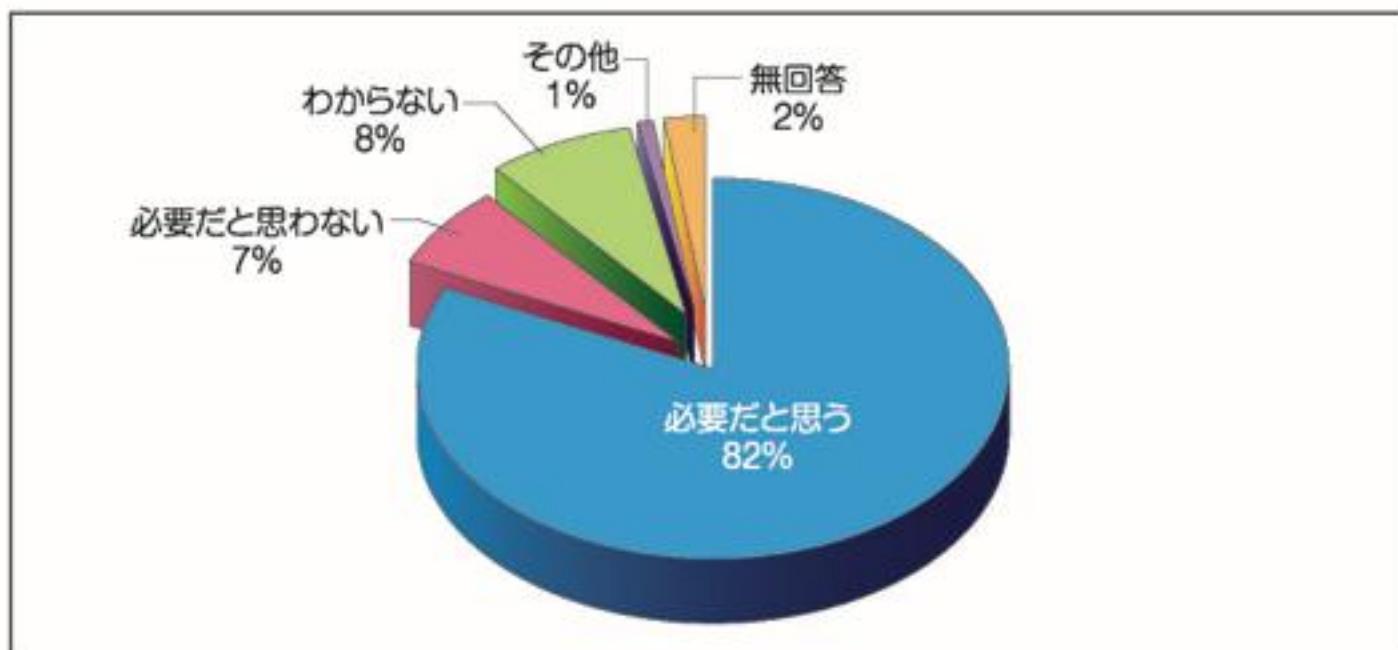


図1 地域福祉推進拠点の必要性

【今後の方針】

社会福祉協議会本所の建替えについて、今後、建設検討委員会(仮称)を設置して検討を進めています。

なお、建替えにあたっては、次の機能を持たせることを基本的な考え方とします。

1. 佐世保市社会福祉協議会の本部(地域福祉の拠点)としての機能
2. 地域福祉・社会福祉に関する総合相談窓口(市民相談の拠点)としての機能
3. 地域福祉関係機関との連携(交流の拠点)としての機能

2. 情報基盤整備

« 社会資源情報の収集整備 (地域福祉の手引き) »

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

多様化する個人又は地域の福祉ニーズに対応するため、市内において、市、社会福祉法人やNPO法人など様々な主体によって、公的又はインフォーマルな福祉サービスが数多く提供されています。

しかし、それらのサービスが、どこで、どのような方に対して提供されているのかなど、サービスの内容や提供者等に関する情報をこれまで包括的に把握できていない状況でした。

そこで、社会福祉協議会では、平成23年度に市内の福祉に関する相談窓口や保健・福祉サービス、福祉施設、NPO等の情報を調査し、「地域福祉の手引き」として発刊いたしました。

しかし、この図書は部数も限られており広く市民の皆様方や民生委員・児童委員、各関係機関・団体が本データを活用できる現状には至っていない状況です。

【今後の方針】

社会福祉協議会では社会福祉法に基づき、本市の保健・福祉の社会資源の情報を常に把握し、かつインターネットを用いて、誰もが閲覧できる環境を整備します。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
インターネットを活用した情報提供	社会福祉協議会のホームページに掲載	情報の更新	情報の更新	情報の更新	情報の更新

《災害時要援護者・平常時要支援者の一元的データ管理》

【実施主体:市】

【現状と課題】

災害時に自力で避難することが難しい在宅の高齢者や障がい者など、避難リスクが高い人については、本人同意のもと、災害時要援護者としての登録を行うと同時に、個々人の避難支援計画(個別支援計画)を作成するなど、災害時における避難支援体制を整備しています。

一方、避難リスクの低い人であっても、災害時のほか、平常時において何らかの支援が必要な人や、支援が必要となるかもしれない不安を抱えている人(この計画では「潜在的要援護者」といいます。)のうち、特に必要と認められる場合は、市の保健師等の専門職員が家庭訪問などにより情報収集を行っています。

このように、市の各部署では、何らかの生活支援を必要とする方々の情報を収集していますが、災害時に限らず、市の福祉担当、保健担当、防災担当などの各関係部局による適切な対応を迅速かつ的確に進めるためには、収集した情報は、相互に共有しておくことが効率的です。

しかし、現在、市の各部署においては、それぞれが独自に対象者のデータ管理を行っており、情報の効率的な活用ができていない状況です。

したがって、災害時要援護者や潜在的要援護者の情報は、同一のシステム上で最新の情報として管理し、さらに、本人同意のもと、平常時や災害時に必要な支援を行う関係者や関係団体に適正な情報を提供できるよう、データベース化が必要であると考えられます。

【今後の方向性】

平常時の見守りや災害時の避難支援・安否確認・生活支援などの活動が適切に実施されるよう、災害時要援護者や潜在的要援護者等の情報をデータベース化した要援護者等管理支援システムについて導入の方向で検討を行います。

このことによって、平常時における本市保健師等の訪問履歴が一元管理され、質の高い見守り体制が確保されると同時に、災害による避難時においても、個々の被災者にどのようなケアが必要なのかを、瞬時に把握することができるようになります。

なお、システム化にあたっては、平常時の見守りや災害時の避難支援活動が円滑に進められるよう、地図情報と連動させて対象者や支援者、社会資源の情報を視覚的に把握できるようにするなどの工夫を行います。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
システム導入 システム導入 情報化委員会への提案		システム 発注・開発、 運用開始	運用		→

※システム導入については、佐世保市情報化推進委員会によって、最終的な意思決定が行われます。

《計画推進の成果の評価等》

【実施主体:市、社会福祉協議会】

【現状と課題】

本計画においては、「市や社会福祉協議会が行う直接的支援」と「福推協等が行う地域住民の主体的自立的活動」から構成されていますが、これらの実績は、その活動量によって評価されます。

一方で、このような活動によってもたらされる地域福祉の成果、つまり、福祉に関する住民の満足度や関係者の評価が向上しているかどうかというのは、別の物差しで測っていくかなければならないと考えられます。

このことについては、全国的にも成果を測る指標が確立されているわけではないので、独自性をもって創造していく必要がありますが、このような評価手法の検討にあたっては、統計的な手法を活用するなど、科学的根拠に基づく分析と評価の視点も踏まえることが重要であると考えられることから、一定の専門性を有した団体や事業者との共同開発が必要と考えられます。

また、活動は単年度で評価できますが、その成果は、一定の期間において測る必要があり、おおむねこの計画の計画期間ごとに測ることが望ましいと考えられます。

【今後の方向性】

第2期計画期間中に、地域福祉の成果を測る方法について検討を加え、この検討結果に基づき成果の測定を行います。また、当該成果測定を行うと同時に、依然として解決されない表面的・短期的な課題の抽出も行い、当該測定結果やこれらの課題の集約から導き出される、地域福祉の根源的・構造的課題について再検討を加えた上で、次期計画の構成や活動内容に活かしていくこととします。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
評価手法の検討と評価		<ul style="list-style-type: none"> ・成果評価策定委託仕様書策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果評価策定業務委託 ・成果測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ抽出 ・ニーズ充足手法検討 	次期計画策定

3. 人材基盤整備

《ボランティアセンター運営》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

要支援者への支援は、ボランタリー精神に基づき行われることが基本であり、社会福祉協議会は、このような福祉に関するボランタリー精神の醸成やボランティア人材の育成、ボランティア活動の支援を行う役割を担っています。

このような使命を果たすため、社会福祉協議会では、佐世保市ボランティアセンターにおいて、ボランティアの支援を必要としている要支援者からの依頼を受け、これに対応するボランティア登録者に、情報を紹介するなどの業務を行っています。

活動の内容は、話し相手、通院・散歩などの外出の付添い、囲碁・将棋などの趣味の相手、施設・団体の行事の手伝いや利用者との交流など様々です。

ボランティアの登録状況については、図1のとおりです。減少傾向にあった個人ボランティア登録数は、東日本大震災以降、災害ボランティア活動だけに限らず増加する傾向にあり、相互扶助の意識が高まってきていることがうかがえます。

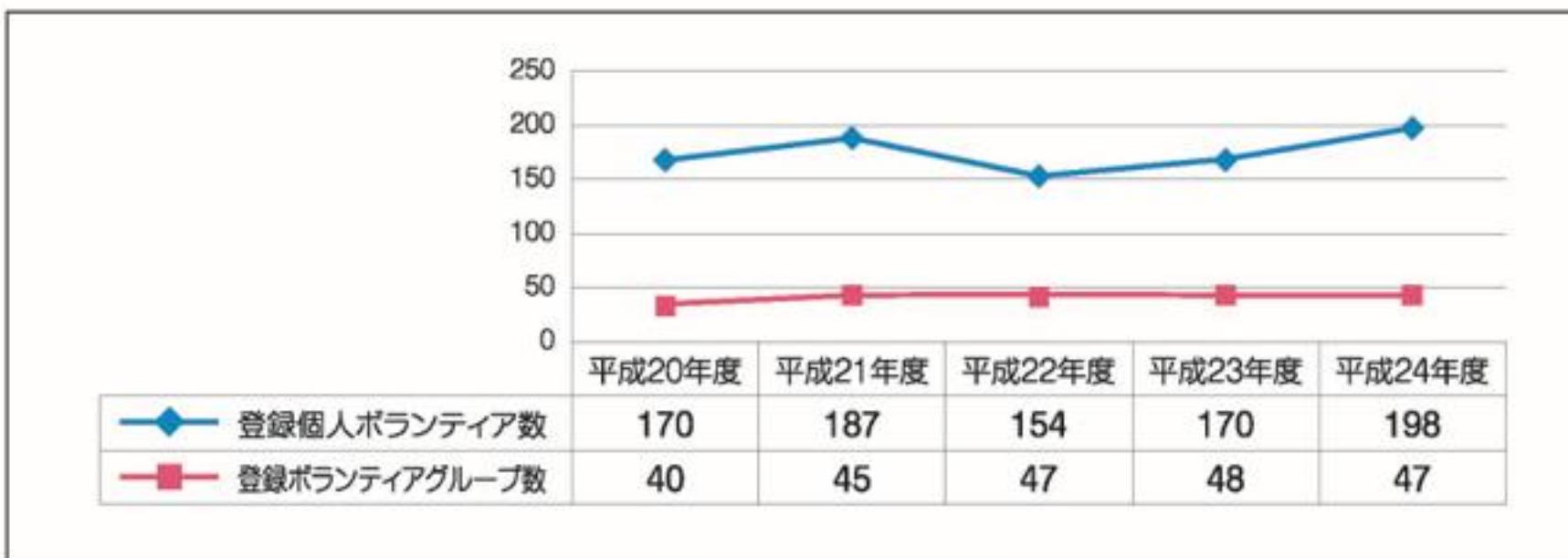


図1 ボランティア登録状況

しかし、ボランティアの活動依頼件数は、図2からわかるように年々減少しています。これは、要支援者のニーズを十分把握できていないこと、ニーズに対応する活動メニューが開発できていないこと、要支援者への情報提供が不足していることなどが要因として考えられます。

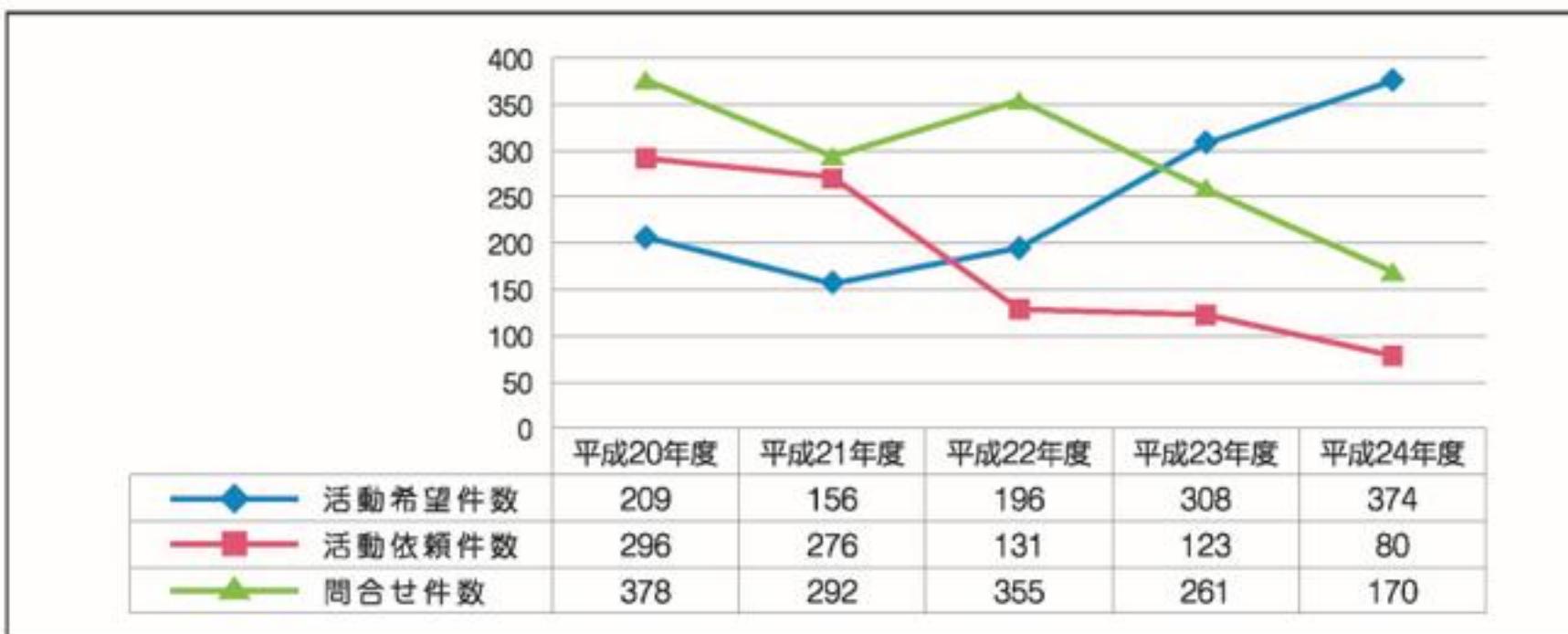


図2 ボランティア相談状況

【今後の方針】

- 要支援者からの活動依頼件数を向上させるため、以下の取組みを実施します。
- 地域住民、関係機関・団体等との協力連携やケースワークの実施を通じて、要支援者のニーズを的確に把握します。
- ボランティア活動メニューを数多く整備し、多様なニーズに対応します。
- 要支援者への情報不足を解消するため、引き続き活動情報の発信を行います。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動依頼件数 新規依頼件数 (累計依頼件数)	110件 (110件)	140件 (250件)	170件 (420件)	200件 (620件)	230件 (850件)
活動メニュー開発数 新規活動メニュー数 (累計活動メニュー数)	1メニュー (1メニュー)	1メニュー (2メニュー)	1メニュー (3メニュー)	1メニュー (4メニュー)	1メニュー (5メニュー)
ボランティアマッチング率 (活動提供件数／活動依頼件数)	70%	75%	80%	85%	85%
個人ボランティア登録者数 新規登録者数 (累計登録者数)	20人 (200人)	20人 (220人)	20人 (240人)	20人 (260人)	20人 (280人)

《ボランティア活動支援》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

ボランティアセンターでは、前述のボランティアに関する相談・紹介のほか、ボランティア活動や市民活動に取り組む個人や団体の支援を行うため、ボランティアの一般知識や円滑な組織運営の方法論等の習得を目的とした研修会の実施や、ボランティア活動中に起こりうる事故への備えとして「ボランティア活動保険」の受付などによるボランティア活動支援を行っています。

アンケート結果からも分かるように、福祉に関するボランティア・NPOの活性化のためには人材の育成が重要とされており、計画的な人材の育成・養成を実施していく必要があります。

現在開催している研修・講座は、既存の市民活動団体やそのリーダーを対象とした研修会のみであり、個人ボランティア向けの研修会や新たなボランティア活動者の発掘につながる入門講座等は実施していない状況です。

【今後の方針】

従来の研修会に加え、個人ボランティアを対象とした講座を実施します。また、ボランティア活動に参加するきっかけにもなる入門的な講座を、特にボランティア登録者の少ない地域で実施し、ボランティア活動の促進と新たな活動者の発掘に努めます。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ボランティア研修会 ・団体・リーダー向け 実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)
ボランティア講座 ・個人対象編 実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)
・入門講座編 実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	2回 (3回)	2回 (5回)	2回 (7回)	2回 (9回)

《福祉人材バンク》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

今後、増大・多様化していくことが見込まれる福祉ニーズに対応していくためには、福祉・介護サービス分野において、人材を安定的に確保していくことが必要です。

福祉人材バンクは、社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置される福祉人材センターの支所として位置づけられます。

佐世保市社会福祉協議会では、長崎県社会福祉協議会から委託を受け、佐世保福祉人材バンクを設置し、福祉人材の育成や潜在的な福祉人材の就労促進のために必要な事業を実施し、広域的(佐世保・県北地域)な福祉人材確保対策を行っています。

具体的には、福祉の仕事に就きたい方(求職者)と人材を求める施設・事業所(求人者)を結びつける無料職業紹介事業を中心に、福祉職場についての理解と関心を深めるための「福祉職場への就職セミナー」、求職者と求人者をつなぐ「福祉の合同面談会」の開催など福祉人材確保に係る各種事業を実施しています。

福祉人材バンクの登録者数等の推移は、図3のとおりです。就職者数は徐々に増加していますが、求人者数に対する就職者の割合は概ね15%未満の低い水準となっており、福祉・介護分野での人材確保が難しい状況にあることが伺えます。

また、市民や事業所等に対する福祉人材バンクの認知度もまだ低い状況です。

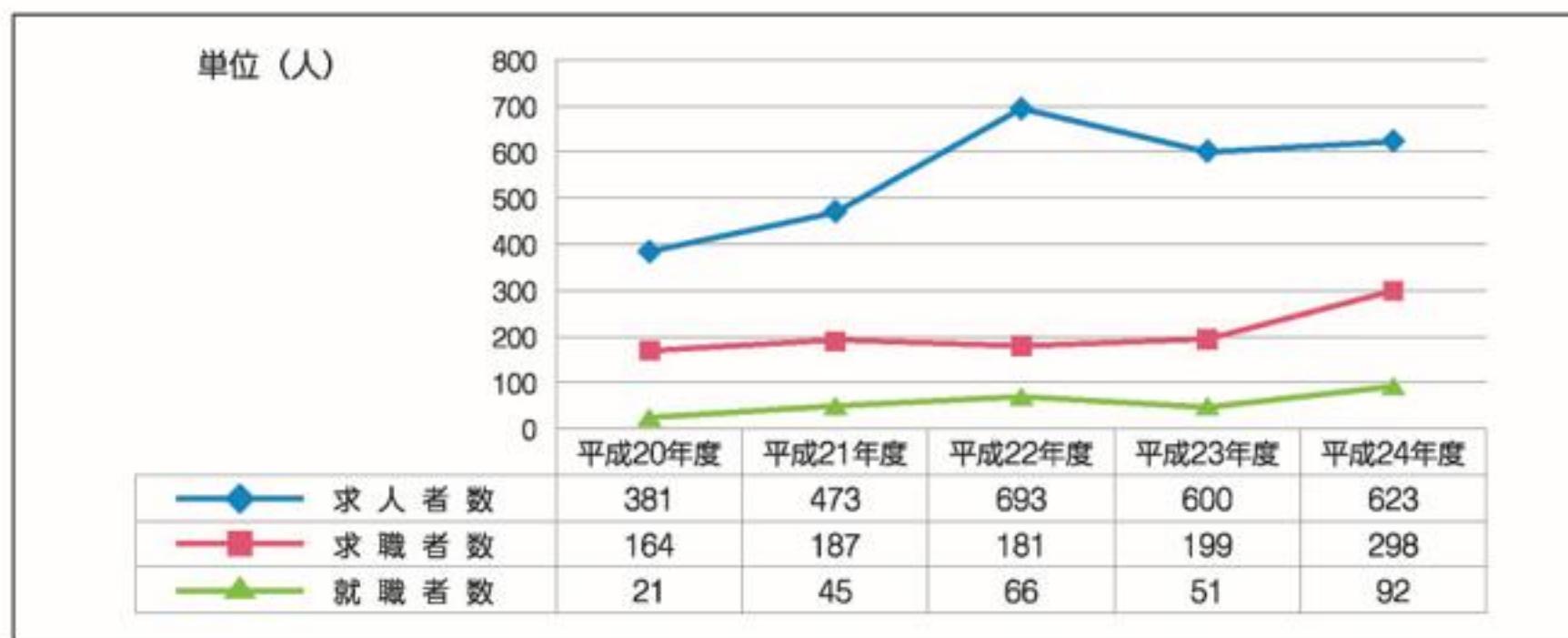


図3 年度別佐世保福祉人材バンクの利用状況

【今後の方針】

市民や事業所等による福祉人材バンクの利用が促進されるよう、様々な広報媒体を活用した情報発信を行います。

個々の求職者のニーズに合った施設・事業所を紹介できるよう、事業所・施設を訪問して新たな職場の開拓など情報収集を行います。

ハローワークや長崎県福祉人材研修センターなど関係機関と連携しながら、合同面談会や就職セミナーなどを開催します。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数					
新規利用者数 (累計利用者数)	95人 (95人)	98人 (193人)	100人 (293人)	100人 (393人)	100人 (493人)
就職セミナー					
実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)
ミニ面談会					
実施回数 (累計実施回数)	2回 (2回)	2回 (4回)	2回 (6回)	2回 (8回)	2回 (10回)
合同面談会					
実施回数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)

第5節 災害時における取組み

1. 災害時要援護者避難支援計画

【実施主体:市】

【現 状】

今後、高齢化の進行とともに災害時要援護者の増加が予想されるため、地域が主体となった避難支援体制の整備が重要となります。

本市では、平成25年3月に「佐世保市災害時要援護者避難支援計画」(以下、「避難支援計画」という。)を策定し、災害時に地域住民の生命を守る取組みを進めています。

【今後の方向性】

この避難支援計画に基づいて、災害時要援護者の個別支援計画の作成や情報伝達の流れ、安否情報の収集体制等について関係者をはじめ広く市民に周知すると同時に、平常時においてもこれらのネットワークを活用した見守りにつなげるなど、災害時における対応が万全となるよう体制を整備します。

2. 福祉避難所

【実施主体:市】

【現 状】

福祉避難所とは、災害時に、災害時要援護者や病弱者の方など、一般の避難所での生活が難しく、身体的ケアやコミュニケーション支援など特別な配慮が必要な方の避難場所として、開設が必要と判断された場合に設置する2次避難所のことをいいます。

本市では、避難支援計画に基づき、社会福祉施設等の理解と協力を得ながら、平成25年度から福祉避難所の指定を進めています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、市が登録する災害時要援護者情報をもとに、災害時に必要数を確保できるよう、社会福祉施設等と事前の協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定していきます。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法について、要援護者や民生委員・児童委員を含む地域住民に対して周知を行います。

3. 災害ボランティア

《災害ボランティアセンター》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

災害時の被災者支援に関するボランティア活動は、阪神淡路大震災以降、不可欠なものとして広く認識され、東日本大震災においても、被災者や被災地の復興支援に重要な役割を果たしました。

がれきの撤去や土砂の運搬、清掃作業、炊き出し、避難所の運営サポートなど、行政だけでは対応できない被災者のニーズに沿ったきめ細やかな対応ができるため、その活動に期待が寄せられています。

佐世保市地域防災計画では、災害時のボランティア活動が円滑に展開されるよう、市災害対策本部から独立した組織として災害ボランティアセンターの設置を予定しており、その運営は市と連携しながら社会福祉協議会が担うこととしています。

災害ボランティアセンターでは、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、ボランティアとして支援活動への参加を希望する個人や団体の受け入れ調整も行いながら、両者のつなぎ合わせを行います。

今後、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練、災害ボランティア養成講座の開催及び市民向けの防災・減災に対する啓発活動などを行っていくことが必要です。

【今後の方針】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練などを通じ、災害時に速やかな対応ができるよう平常時から体制の確立を図ります。

さらに、市民に対して「災害ボランティア」や「災害に強い地域づくり」等に関する講演会等を開催し、防災意識の高揚を図ります。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 実 施 回 数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)
講演会等の実施 実 施 回 数 (累計実施回数)	1回 (1回)	1回 (2回)	1回 (3回)	1回 (4回)	1回 (5回)

《災害ボランティアネットワーク連絡協議会》

【実施主体:社会福祉協議会】

【現状と課題】

災害時にボランティアによる支援活動を迅速かつ効率的に展開するには、行政はもとより、NPO法人やボランティア団体をはじめ、幅広く各種関係団体と連携することが必要となります。

そのため、平常時から、災害時に備え関係機関や団体による顔の見える関係づくりを行うことを目的に、平成25年7月、社会福祉協議会が事務局となり、NPO法人、職域団体などの様々な団体や関係機関の協力を得て「佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会」を立上げました。

今後、災害時に効果的な支援活動が行えるよう、相互の信頼関係を構築していくことが必要です。

(協議会の活動内容)

【平常時】

- 1 災害時のボランティア活動の必要性や意義・効果についての啓発活動
- 2 専門分野及び一般分野の災害ボランティアの募集
- 3 災害ボランティアの基礎的研修の企画、実施
- 4 災害ボランティアコーディネーター養成研修の企画、実施
- 5 関係機関、団体との協働及びネットワークづくり

【災害時】

- 1 災害対策本部との連絡調整
- 2 災害ボランティアセンター運営の支援
- 3 ボランティアの派遣の決定及び出動要請
- 4 市外災害救援ボランティア、関係機関との連絡調整
- 5 災害ボランティアに関する情報収集・発信

【今後の方針】

平常時から定期的に顔を合わせる機会(定期会議)をもつことにより、災害時における各団体の活動内容、保有するネットワーク、人的・組織的体制や能力等の情報を共有し、平常時・災害時における円滑な事業展開を図ります。

【年次計画】

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定期会議の実施					
実施回数 (累計実施回数)	3回 (3回)	3回 (6回)	3回 (9回)	3回 (12回)	3回 (15回)

災害ボランティア受け入れ・派遣のための連携イメージ

